

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年9月11日提出
【発行者名】	三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 横川 直
【本店の所在の場所】	東京都港区東新橋一丁目９番１号
【事務連絡者氏名】	伊藤 晃
【電話番号】	03-4223-3037
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	グローバル財産３分法ファンド（毎月決算型）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	１兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

グローバル財産３分法ファンド（毎月決算型）
（「ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

１兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社にてご確認ください。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufig.jp/>

（注）基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。

なお、便宜上１万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

（５）【申込手数料】

申込価額（発行価格）×３.３０％（税抜３.００％）を上限として販売会社が定める手数料率

申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）があり、分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。（販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。）

（６）【申込単位】

販売会社が定める単位

申込単位は販売会社にご確認ください。

（７）【申込期間】

2025年 9月12日から2026年 9月11日まで

申込期間は、前記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。

（８）【申込取扱場所】

販売会社において申込みの取扱いを行います。

販売会社は、下記にてご確認ください。

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：営業日の9:00～17:00）

（９）【払込期日】

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

申込みを受け付けた販売会社です。

（１１）【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、ファミリーファンド方式により、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

信託金の限度額は、3,000億円です。

* 委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型の別	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉となる資産)
単位型投信	国 内	株 式
	海 外	債 券
		不動産投信
追加型投信	内 外	その他資産
		資産複合

（注）該当する部分を網掛け表示しています。

該当する商品分類の定義について

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
内 外	目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
資産複合	目論見書又は投資信託約款において、株式、債券および不動産投信（リート）およびその他の資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とするものをいう。

属性区分表

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
---------------------	------	--------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株	年 1 回	グローバル (日本含む)		
	年 2 回	日本		
	年 4 回	北米	ファミリー ファンド	あり
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性	年 6 回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア	ファンド・オブ・ファンズ	
不動産投信	その他	中南米		なし
その他資産 (投資信託 証券(株式・債券・ 不動産投信))		アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合		エマージング		

(注) 該当する部分を網掛け表示しています。

当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）とが異なります。

該当する属性区分の定義について

その他資産（投資信託証券 (株式・債券・不動産投信)）	投資信託証券（マザーファンド）を通じて、主として、株式・債券・不動産投信に投資する。
年12回（毎月）	目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。
グローバル（日本含む）	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界（日本を含む）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）でご覧いただけます。

〔ファンドの目的・特色〕

ファンドの目的

信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

ファンドの特色

特色 1 世界各国の株式、リートおよび新興国の債券に分散投資を行います。

◆「グローバル株式インカム マザーファンド」、「ワールド・リート・オープン マザーファンド」、「エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド」の各受益証券への投資を通じて、世界各国の株式、リート（上場不動産投資信託）*および新興国（エマージング・カンントリー）の債券を主要投資対象とします。

◆原則として、為替ヘッジは行いません。



*【リート（上場不動産投資信託）】

複数の投資者から集めた資金等で様々な不動産に投資し、その投資先の不動産から生じる賃料や売却益等を投資者に配当金として分配する仕組みの商品です。

● 投資対象地域における投資状況（2025年6月30日現在）

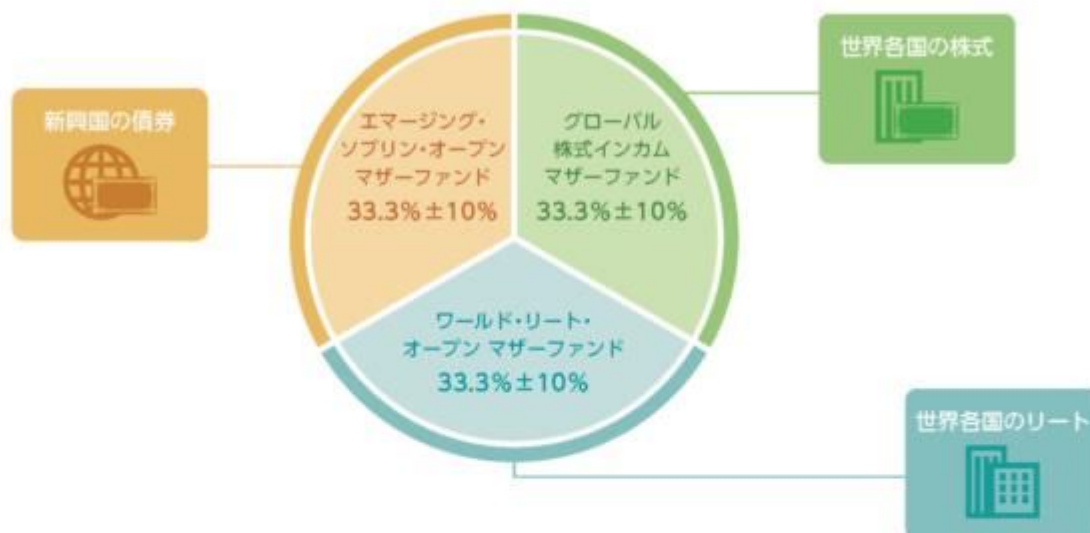


※上記の投資状況は、将来変更となる可能性があります。

特色2

各マザーファンドへ当ファンドの純資産総額に対して3分の1程度の投資を行い、各投資割合が一定の範囲内となるよう組入比率の調整を行います。

- ◆ 3資産に分散投資を行うことで収益源を多様化し、安定的な収益の確保とリスク分散を図ります。
- ◆ マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- 各マザーファンドの想定組入比率



資金動向や市況動向等によっては、特色1、特色2のような運用ができない場合があります。

特色3

毎月決算を行い、収益の分配を行います。

- ◆ 毎月12日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

収益分配方針

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。
- 原則として、配当等収益や分配対象額の水準等を考慮し、安定した分配を継続することをめざします。基準価額水準、運用状況等によっては安定した分配とならないことがあります。

- ◆ 毎年7月の決算時には、委託会社が決定する額を付加して分配を行う場合があります。



上記はイメージ図であり、将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではなく、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。

収益分配金に関する留意事項

- ◆分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



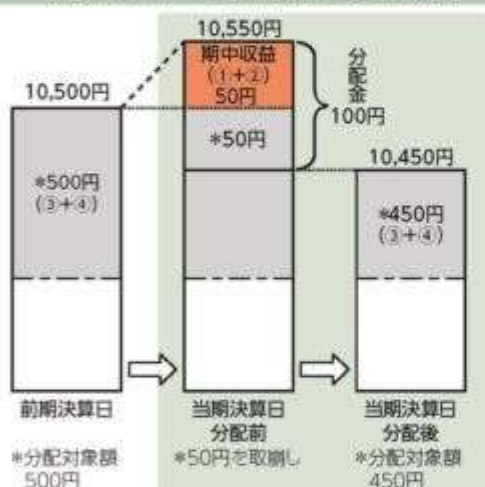
- ◆分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。

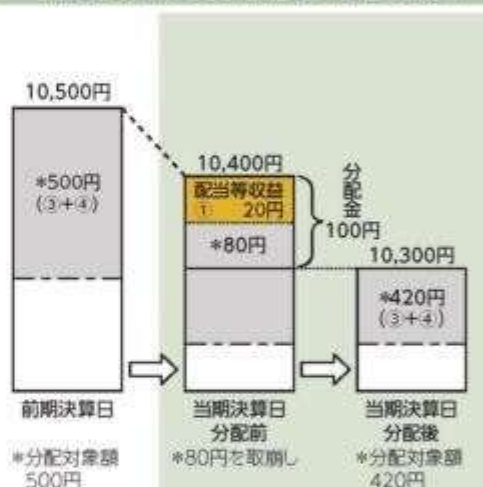
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



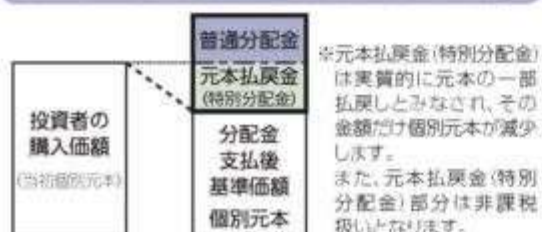
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

分配準備積立金: 当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

収益調整金: 追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようにするために設けられた勘定です。

- ◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

■ ファンドのしくみ

ファミリーファンド方式により運用を行います。



- ファミリーファンド方式とは、受益者から投資された資金をまとめた投資信託をベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、マザーファンドにおいて実質的な運用を行う仕組みです。

■ 主な投資制限

マザーファンドへの投資	マザーファンドへの投資割合は、制限を設けません。
外貨建資産への投資	外貨建資産への実質投資割合は、制限を設けません。

特色 各マザーファンドの特色



グローバル株式インカム マザーファンド

- ① 主として世界主要先進国の割安で好配当が期待される株式に分散投資を行い、信託財産の成長を目指して運用を行います。
 - ・ 株式の組入比率は、原則として高位を保ちます。
 - ② 銘柄選定の基準として企業の信用度を重視します。
原則として、取得時において投資適格の長期発行体格付けを有する企業に投資を行います。
 - ③ 原則として、為替ヘッジは行いません。
- 資金動向や市況動向等によっては、①～③のような運用ができない場合があります。
- ④ UBSアセット・マネジメント株式会社からアドバイスを受け、運用を行います。



ワールド・リート・オープン マザーファンド

- ① 世界各国のリート（上場不動産投資信託）を主要投資対象とし、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。
 - ・ リートの組入比率は、原則として高位を保ちます。
 - ② ポートフォリオの構築は、トップダウンで国や地域、業種（セクター）配分等を決定し、ボトムアップで個別銘柄を選定するという、2つのアプローチの融合によって行います。
 - ③ 原則として、為替ヘッジは行いません。
 - ④ シービーアールイー・インベストメントマネジメント・リステッドリアルアセット・エルエルシー（CBRE IM LRA）に運用指図の権限を委託します。
- 資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。



エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド

- ① 新興国（エマージング・カントリー）のソブリン債券^{*1}および準ソブリン債券^{*2}を主要投資対象とし、高水準かつ安定的な利子収入の確保と値上がり利益の獲得を目的として、信託財産の成長を目指して運用を行います。

***1【ソブリン債券】**

ソブリン債券とは、各国政府や政府機関が発行する債券の総称で、自国通貨建て・外国通貨建てがあります。また、世界銀行やアジア開発銀行など国際機関が発行する債券もこれに含まれます。

***2【準ソブリン債券】**

準ソブリン債券とは、政府の出資比率が50%を超えている企業の発行する債券とします。

- ② グローバルな視点からのファンダメンタルズ分析・信用リスク分析に基づく分散投資を基本とし、アクティブに運用します。

- ・新興国が発行する米ドル建のソブリン債券を中心に投資を行います。
- ・J.P. Morgan EMBI Global Diversified(円換算)をベンチマークとします。

- ③ 原則として、為替ヘッジは行いません。

米ドル建資産以外の外貨建資産については、実質的に米ドル建となるように為替取引を行う場合があります。

投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）の発生を含む市況動向や資金動向、残存信託期間等の事情によっては、①～③のような運用ができない場合があります。

- ④ ウェリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーに運用指図の権限を委託します。

J.P. Morgan EMBI Global Diversified:情報は、信頼性があると信じられる情報源から取得したものです。J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2015, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

※投資助言者、投資助言の内容、投資助言の有無等、運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

（２）【ファンドの沿革】

2005年10月14日 証券投資信託契約締結、設定、運用開始

2007年1月4日 投資信託振替制度への移行に伴う重大な約款変更の適用

2015年7月1日 ファンドの委託会社としての業務を国際投信投資顧問株式会社から三菱ＵＦＪ国際投信株式会社に承継

2025年3月31日 ファンドの主要投資対象であるワールド・リート・オープン マザーファンドの資金配分および不動産投資信託証券の運用に関する権限の委託先を「モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク」から「シービーアールイー・インベストメント・マネジメント・リステッドリアルアセット・エルエルシー」に変更。

（３）【ファンドの仕組み】

委託会社およびファンドの関係法人の役割

投資家（受益者）	
お申込金 ↓ ↑ 収益分配金、解約代金等	
販売会社	募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。
お申込金 ↓ ↑ 収益分配金、解約代金等	
受託会社（受託者） 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 （再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）	委託会社（委託者） 三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社
信託財産の保管・管理等を行います。	信託財産の運用の指図、受益権の発行等を行います。
投資 ↓ ↑ 損益	

マザーファンド
投資↓↑損益
有価証券等

委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

委託会社の概況（2025年6月末現在）

- ・金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
- ・設立年月日
1985年8月1日
- ・資本金
2,000百万円
- ・沿革
 - 1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
 - 2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
 - 2005年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱ＵＦＪ投信株式会社に変更
 - 2015年7月 三菱ＵＦＪ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱ＵＦＪ国際投信株式会社に変更
 - 2023年10月 エム・ユー投資顧問株式会社の有価証券運用事業を三菱ＵＦＪ国際投信株式会社へ統合し、商号を三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社に変更

・大株主の状況

株 主 名	住 所	所有株式数	所有比率
株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号	211,581株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

ファミリーファンド方式により、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

投資態度

- a．マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。
- b．マザーファンド受益証券を通じて、世界各国の株式、上場不動産投資信託および新興国の債券に分散投資を行います。
- c．原則として、ファンドの純資産総額に対して各マザーファンドへ3分の1程度の投資を行い、各投資割合が一定の範囲内となるよう組入比率の調整を行います。

- d．実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
 - e．資金動向や市況動向によっては、前記のような運用ができない場合があります。
- 運用の形態等
- ファミリーファンド方式により運用を行います。

（２）【投資対象】

グローバル株式インカム マザーファンド、ワールド・リート・オープン マザーファンドおよびエマージング・ソブリン・オープン マザーファンドの各受益証券を通じて、世界各国の株式、上場不動産投資信託および新興国の債券を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- a．有価証券
- b．約束手形
- c．金銭債権

運用の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として、三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者として締結されたグローバル株式インカム マザーファンド、ワールド・リート・オープン マザーファンドおよびエマージング・ソブリン・オープン マザーファンドの各受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- a．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
- b．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- c．外国または外国の者の発行する証券または証書で、a．、b．の証券または証書の性質を有するもの
- d．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
- e．投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
- f．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、a．の証券およびc．の証券または証書のうちa．の証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は債券買い現先取引（売戻条件付の買入れ）に限り行うことができるものとします。また、d．の証券およびe．の証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、前記の有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- a．預金
- b．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- c．コール・ローン
- d．手形割引市場において売買される手形

特別な場合の金融商品による運用

前記の規定にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記のa. からd. までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

参考 マザーファンド約款の「運用の基本方針」を以下に記載いたします。

グローバル株式インカム マザーファンド

- 運用の基本方針 -

約款第15条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

世界主要先進国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主として世界主要先進国の割安で好配当が期待される株式に分散投資を行います。

株式の組入比率は、原則として高位を保ちます。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向や市況動向によっては、前記のような運用ができない場合があります。

3. 投資制限

(1) 株式への投資は、制限を設けません。

(2) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。

(3) 同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

(4) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

(5) 同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものへの投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

(6) 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

(7) 有価証券先物取引等は、約款第19条の範囲で行います。

(8) スワップ取引は、約款第20条の範囲で行います。

(9) 外貨建資産への投資は、制限を設けません。

(10) 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

(11) デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

ワールド・リート・オープン マザーファンド

- 運用の基本方針 -

約款第14条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

世界各国の上場不動産投資信託を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

世界各国の上場不動産投資信託に分散投資を行います。

ポートフォリオの構築は、トップダウンで国や地域、セクター配分等を決定し、ボトムアップで個別銘柄を選定するという、2つのアプローチの融合によって行います。

不動産投資信託証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

運用指図委託契約に基づき、シービーアールイー・インベストメントマネジメント・リステッドリアルアセット・エルエルシーに運用の指図に関する権限を委託します。^(注)

資金動向や市況動向によっては、前記のような運用ができない場合があります。

(注) 運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

3. 投資制限

(1) 主要投資対象とする投資信託証券、コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への投資は、債券買い現先取引に限りします。

(2) 有価証券先物取引等の派生商品取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行いません。

(3) 投資信託証券への投資割合は、制限を設けません。

(4) 外貨建資産への投資割合は、制限を設けません。

(5) 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

(6) 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド

- 運用の基本方針 -

約款第14条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、高水準かつ安定的なインカムゲインの確保とキャピタルゲインの獲得を目的として、信託財産の成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

エマージング・カントリーのソブリン債券（国債、政府保証債等をいいます。）および準ソブリン債券（政府の出資比率が50%を超えている企業の発行する債券をいいます。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

エマージング・カントリーが発行する米ドル建のソブリン債券を中心に投資を行います。（一部、ユーロ建の債券に投資する場合があります。）

グローバルな視点からのファンダメンタルズ分析・クレジットリスク分析に基づく分散投資を基本とし、アクティブに運用します。

ポートフォリオの構築にあたっては、原則として以下の債券を中心に投資することを基本とします。

イ．ブレディ債（エマージング・カントリーの政府が、1989年のブレディプランに基づいて発行し、米国市場やユーロ市場等の国際的な市場で流通する債券をいいます。）

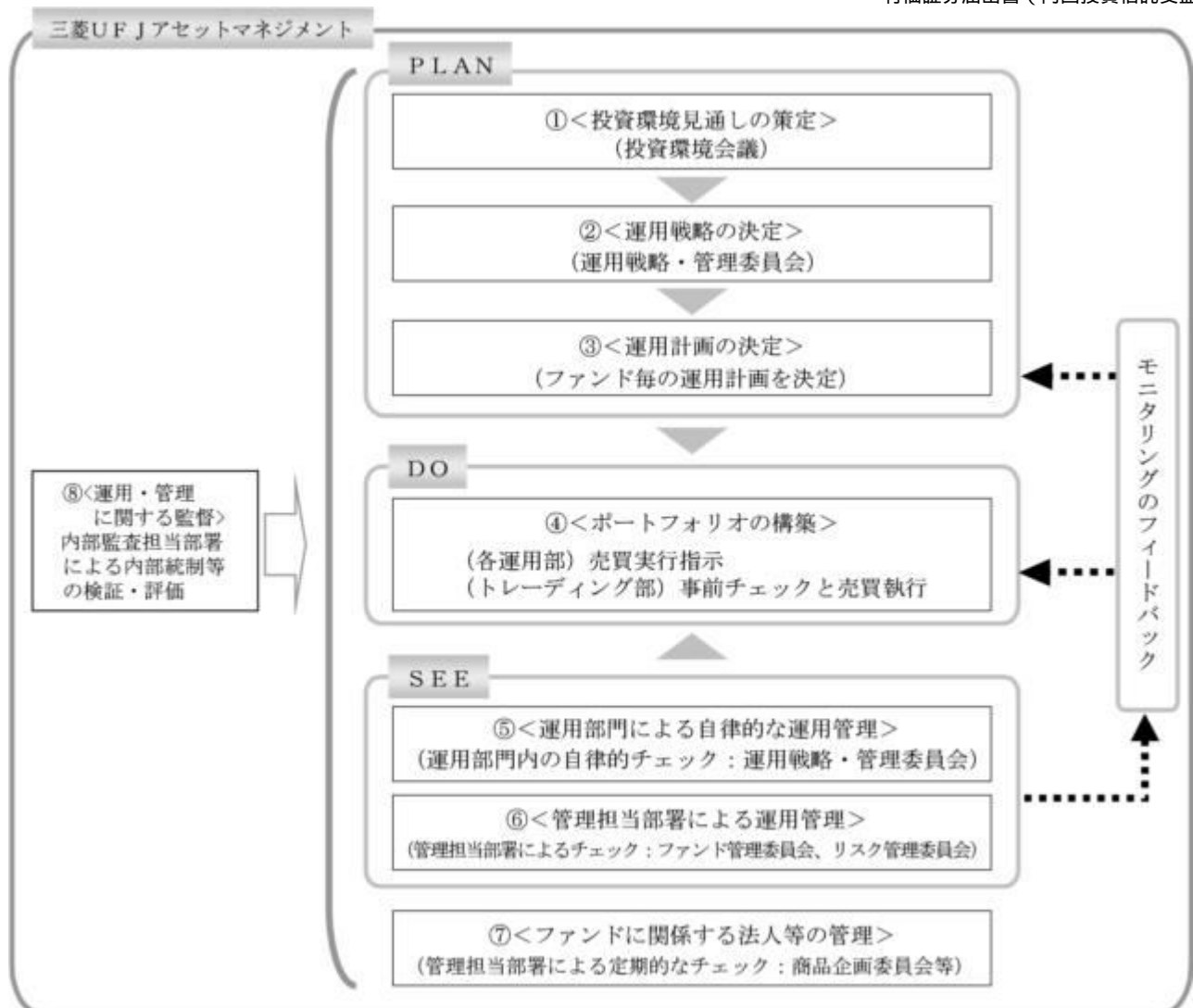
- ロ．ユーロ債（米ドル建・ユーロ建）。（ブレディ債以外の債券で、エマージング・カントリーの政府または政府関連機関等が、米国市場やユーロ市場等の国際的な市場において米ドル建またはユーロ建で発行し、流通する債券をいいます。）
- ハ．現地米ドル建債・現地ユーロ建債（エマージング・カントリーの政府または政府関連機関等が、自国市場において米ドル建またはユーロ建で発行し、流通する債券をいいます。）
- ポートフォリオの構築にあたっては、原則として以下の範囲で行います。
- イ．エマージング・カントリー単一国への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の30%以内とします。
- ロ．ユーロ建資産への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の30%以内とします。
- ハ．ソブリン債券以外への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の35%以内とします。
- ニ．エマージング・カントリーの同一企業（政府関連機関を含みます。）が発行する債券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ホ．エマージング・カントリーの現地通貨建資産への投資は、行いません。
- 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ただし、米ドル建資産以外の外貨建資産については、実質的に米ドル建となるように為替取引を行う場合があります。
- 重大な投資環境の変化が生じた場合には、信託財産の保全の観点から、運用者の判断により主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。
- 投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）の発生を含む市況動向や資金動向、残存期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。
- 債券等の運用にあたっては、ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーに運用の指図に関する権限を委託します。

３．投資制限

- （１）株式への投資割合は、転換社債の転換請求ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の行使により取得した株券に限り、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- （２）新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- （３）同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以内とします。
- （４）同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以内とします。
- （５）有価証券先物取引等は、約款第18条の範囲で行います。
- （６）スワップ取引は、約款第19条の範囲で行います。
- （７）外貨建資産への投資割合は、制限を設けません。
- （８）一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- （９）デリバティブ取引（法人税法第61条の５に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

以上

（３）【運用体制】



投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

運用戦略の決定

運用戦略・管理委員会において、 で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

運用部門による自律的な運用管理

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、運用部門内の管理担当部署は逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。また、運用戦略・管理委員会を通じて運用状況のモニタリングを行い、運用部門内での自律的牽制により運用改善を図ります。

管理担当部署による運用管理

運用部から独立した管理担当部署（40～60名程度）は、（a）運用に関するパフォーマンス測定・分析のほか、（b）リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、（a）についてはファンド管理委員会を経て運用担当部・商

品開発担当部にフィードバックされ、（b）についてはリスク管理委員会を通じて運用担当部にフィードバックされ、必要に応じて部署間連携の上で是正・改善の検討が行われます。

ファンドに係る法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に係る法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、商品企画委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（10名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」 https://www.am.mufg.jp/investment_policy/fm.html

（４）【分配方針】

収益分配方針

毎月12日（休業日の場合は翌営業日とします。）に決算を行い、原則として以下の方針により分配を行います。また、毎年7月の決算時には、委託会社が決定する額を付加して分配を行うことがあります。

a．分配対象収益額の範囲

経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

なお、前期から繰越された分配準備積立金および収益調整金中のその他調整金は、全額分配に使用することができます。

b．分配対象収益についての分配方針

委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。

c．留保益の運用方針

留保益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に則した運用を行います。

収益分配金の交付

a．「分配金受取コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

b．「自動けいぞく投資コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約^{*}」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

^{*} 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

収益の分配方式

a．信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

（a）配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬（当該諸経費、信託報酬は、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）相当額を含みます。）を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降

の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

- (b) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬（当該諸経費、信託報酬は、消費税等相当額を含みます。）を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

b. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(5) 【投資制限】

< 信託約款に定められた投資制限 >

マザーファンドへの投資

マザーファンドへの投資割合は、制限を設けません。

株式への投資

株式への直接投資は行いません。

外貨建資産への投資

外貨建資産への実質投資割合は、制限を設けません。

デリバティブ取引等に係る投資制限

委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる取引等の指図をしません。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約される場合があります。

外国為替予約取引の指図および範囲

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b. 予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c. 限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当てを目的として、資金の借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却等の代金の入金日までに限るものとし、資金借入額は当該有価証券等の売却等の代金の受取りの確定している資金の額の範囲内、かつ、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を限度とします。
- c. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エ

クロスボーダーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

（主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。）

価格変動リスク

- a．株式の価格は、国内および国際的な政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等の影響を受け変動します。株式の価格が変動すればファンドの基準価額の変動要因となります。
- b．リートの価格は当該リートが組入れている不動産等の価値や賃料等に加え、様々な市場環境等の影響を受けます。リートの価格が変動すればファンドの基準価額の変動要因となります。

金利変動リスク

- a．金利上昇時にはリートの配当利回りの相対的な魅力が弱まるため、リートの価格が下落してファンドの基準価額の下落要因となることがあります。また、リートが資金調達を行う場合、金利上昇時には借入金負担が大きくなるため、リートの価格や配当率が下落し、ファンドの基準価額の下落要因となることがあります。
- b．投資している国の金利水準が上昇（低下）した場合には、一般的に債券価格は下落（上昇）し、ファンドの基準価額の変動要因となります。債券については、米ドル建債券を中心に投資を行うため、特に米国金利の変動に影響を受けますが、新興国の金利等の影響を受ける場合もあります。

為替変動リスク

ファンドは、主に米ドル建、豪ドル建およびユーロ建等の有価証券に投資します（ただし、これらに限定されるものではありません。）。外貨建資産に投資を行いますので、投資している有価証券の発行通貨が円に対して強く（円安に）なればファンドの基準価額の上昇要因となり、弱く（円高に）なればファンドの基準価額の下落要因となります。

信用リスク

- a．投資している有価証券等の発行会社の倒産、財務状況または信用状況の悪化等の影響により、ファンドの基準価額は下落し、損失を被ることがあります。
- b．債券発行国の債務返済能力等の変化等による格付け（信用度）の変更や変更の可能性等により債券価格が大きく変動し、ファンドの基準価額も大きく変動する場合があります。一般的に、新興国が発行する債券は、先進国が発行する債券と比較して、デフォルト（債務不履行および支払遅延）が生じるリスクが高いと考えられます。デフォルトが生じた場合または予想される場合には、債券価格は大きく下落する可能性があります。なお、このような場合には、流動性が大幅に低下し、機動的な売買が行えないことがあります。

流動性リスク

- a．有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいはファンドの解約金額の規模によっては、組入る有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合にはファンドの基準価額の下落要因となります。
- b．一般的に、リートや新興国の債券は、市場規模や証券取引量が小さく、投資環境によっては機動的な売買が行えないことがあります。

カントリー・リスク

- a．投資している国の政治や経済、社会情勢等の変化（カントリー・リスク）により金融・証券市場が混乱して、ファンドが保有している有価証券等の価格が大きく変動する可能性があります。
- b．新興国のカントリー・リスクとしては主に以下の点が挙げられます。
 - （a）先進国と比較して経済が一般的に脆弱であると考えられ、経済成長率やインフレ率等の経済状況が著しく変化する可能性があります。
 - （b）政治不安や社会不安、他国との外交関係の悪化により海外からの投資に対する規制導入等の可能性があります。
 - （c）海外との資金移動に関する規制導入等の可能性があります。
 - （d）先進国とは情報開示に係る制度や慣習等が異なる場合があります。この結果、新興国債券への投資が著しく悪影響を受ける可能性があります。

リートの構造上のリスク

- a．リートが投資する不動産に関するリスク
リートが投資を行う不動産の特性（所在地、使用目的、権利関係など）や状況（稼働率、賃料水準など）に対する評価は、リートの価格形成等に影響を与えることがあります。投資先の不動産が火災や自然災害等により被害を受けた場合等には、リートの価格が下落することがあります。
- b．リートの経営陣等に関するリスク
リートの経営陣等による不動産の取得・運営管理手法等が、リートの収益力や財務力に影響を与え、ひいてはリートの価格形成等に影響を与えることがあります。
- c．リートの資金調達に関するリスク
リートは制度上、収益の一定割合以上を投資者に配当する必要があるため、内部留保できる資金額には限界があり、新たな不動産の取得や開発にあたっては、外部から資金を調達する場合があります。債務が過大となり、財務内容が良好でないと判断されたリートは、外部からの資金調達が困難となったり、価格が下落することがあります。
- d．リートの規模に関するリスク
一般的にリートの時価総額は事業会社等と比較して規模が小さく、資本市場での認知度も低いことから、資金調達に支障をきたすことがあります。
- e．リートの規制環境に関するリスク
リートに関する法律・税制・会計等の規制環境の変化は、リートの価格形成等に影響を与えることがあります。

ファミリーファンド方式による基準価額変動リスク

同じマザーファンドに投資する他のファンドの資金動向による影響を受け、ファンドの基準価額が変動することがあります。

カウンターパーティー・リスク（取引相手先の決済不履行リスク）

証券取引、為替取引等の相対取引においては、取引相手先の決済不履行リスクが伴います。

運用指図の権限委託に係る留意点

委託会社は、運用指図の権限委託を受けた者が、法律に違反した場合、ファンドの信託約

款に違反した場合、故意または重大な過失により信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等には、この委託を中止または委託の内容を変更することができます。また、運用指図の権限委託を受けた者は、この権限の受託を中止することができます。なお、前記による中止の場合、委託会社は、新たに同等の能力を有すると認められる第三者に運用の指図に関する権限を委託すること、およびファンドの名称を変更することができます。

その他の主な留意点

- a．受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1または10億口を下ることとなった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。
- b．法令、税制および会計制度等は、今後変更される可能性があります。
- c．当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- d．当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会においてそれらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を検討しています。

また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守のための管理態勢の状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

* 組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

■ 代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広く網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標準又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標準又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債の市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当該指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込価額（発行価格）× 3.30%（税抜 3.00%）を上限として販売会社が定める手数料率
申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（自動けいぞくコース）があり、分配金再投資コース（自動けいぞくコース）の場合、再投資される収益分配金について

は、申込手数料はかかりません。

申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

（２）【換金（解約）手数料】

かかりません。

ただし、信託財産留保額として、解約の受付日の翌営業日の基準価額の0.2%が差引かれます。

換金（解約）手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金に関する事務手続等です。

（３）【信託報酬等】

- a．信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年1.496%（税抜1.36%）の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。信託報酬は消費税等相当額を含みます。

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- b．信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.73%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.55%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.08%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

なお、委託会社の信託報酬には、以下の投資顧問報酬が含まれます。

- a．ワールド・リート・オープン マザーファンドに係る投資顧問報酬

委託会社が受ける報酬から、原則として毎年6・12月の10日（休業日の場合は翌営業日）およびワールド・リート・オープン マザーファンドの償還時から3ヵ月以内に支払われ、その報酬の合計額は、ワールド・リート・オープン マザーファンドの計算期間を通じて毎日、ワールド・リート・オープン マザーファンドの純資産総額に対して、年率0.30%をかけた額とします。

- b．エマージング・ソブリン・オープン マザーファンドに係る投資顧問報酬

委託会社が受ける報酬から、原則として毎年2・8月の5日（休業日の場合は翌営業日）およびエマージング・ソブリン・オープン マザーファンドの償還時から3ヵ月以内に支払われ、その報酬額は、エマージング・ソブリン・オープン マザーファンドの計算期間を通じて毎日、エマージング・ソブリン・オープン マザーファンドの純資産総額に、段階的に定められた年率（上限0.50%）をかけた額とします。

（４）【その他の手数料等】

- ・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、

借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ・信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
- ・信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

- （注）手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

１．収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

２．解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に「NISA（少額投資非課税制度）」の適用対象となります。ファンドは、NISAの対象ではありません。

法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一

ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上記は2025年6月末現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

（参考情報）ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間（以下「当期間」といいます。）（2024年12月13日～2025年6月12日）における当ファンドの総経費率は以下の通りです。

総経費率（①+②）	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.57%	1.55%	0.02%

（比率は年率、表示桁数未満四捨五入）

※当期間中に信託報酬率に変更となります。

※当期間の運用・管理にかかった費用の総額（原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。）を当期間の平均受益権口数に平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除しています。

詳細につきましては、当期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。

5【運用状況】

【グローバル財産3分法ファンド（毎月決算型）】

（1）【投資状況】

2025年 6月30日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	11,721,806,824	97.51
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	298,772,860	2.49
純資産総額		12,020,579,684	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（2）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

2025年 6月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	グローバル株式インカム マザーファンド	646,725,611	5.9624	3,856,036,784	6.0949	3,941,727,926	32.79
日本	親投資信託受益証券	エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド	703,772,697	5.4548	3,838,939,308	5.5327	3,893,763,200	32.39
日本	親投資信託受益証券	ワールド・リート・オープン マザーファンド	1,063,374,750	3.6821	3,915,489,900	3.6547	3,886,315,698	32.33

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

2025年 6月30日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	97.51
合計	97.51

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および2025年6月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

		純資産総額		基準価額 （１万口当たりの純資産価額）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第117計算期間末日	（2015年 7月13日）	21,657,851,231	21,708,304,321	8,585	8,605
第118計算期間末日	（2015年 8月12日）	21,751,747,435	21,801,529,620	8,739	8,759
第119計算期間末日	（2015年 9月14日）	19,694,648,751	19,743,776,923	8,018	8,038
第120計算期間末日	（2015年10月13日）	20,170,589,874	20,219,397,253	8,265	8,285
第121計算期間末日	（2015年11月12日）	20,302,316,890	20,350,535,740	8,421	8,441
第122計算期間末日	（2015年12月14日）	19,341,303,821	19,388,921,206	8,124	8,144
第123計算期間末日	（2016年 1月12日）	18,260,650,619	18,319,493,637	7,758	7,783
第124計算期間末日	（2016年 2月12日）	16,654,220,504	16,712,766,157	7,112	7,137
第125計算期間末日	（2016年 3月14日）	18,217,734,692	18,275,950,144	7,823	7,848
第126計算期間末日	（2016年 4月12日）	17,416,982,987	17,474,834,637	7,527	7,552
第127計算期間末日	（2016年 5月12日）	17,539,627,167	17,597,135,099	7,625	7,650
第128計算期間末日	（2016年 6月13日）	17,053,027,033	17,110,083,813	7,472	7,497
第129計算期間末日	（2016年 7月12日）	16,882,647,250	16,939,402,017	7,437	7,462
第130計算期間末日	（2016年 8月12日）	16,919,245,435	16,975,627,464	7,502	7,527
第131計算期間末日	（2016年 9月12日）	16,717,433,732	16,773,619,801	7,438	7,463
第132計算期間末日	（2016年10月12日）	16,505,285,879	16,561,254,329	7,373	7,398
第133計算期間末日	（2016年11月14日）	16,503,843,131	16,559,533,083	7,409	7,434

第134計算期間末日	(2016年12月12日)	17,967,962,303	18,023,073,759	8,151	8,176
第135計算期間末日	(2017年 1月12日)	17,595,110,176	17,648,721,176	8,205	8,230
第136計算期間末日	(2017年 2月13日)	17,286,728,666	17,339,610,498	8,172	8,197
第137計算期間末日	(2017年 3月13日)	17,087,771,292	17,139,951,299	8,187	8,212
第138計算期間末日	(2017年 4月12日)	16,509,604,812	16,561,424,714	7,965	7,990
第139計算期間末日	(2017年 5月12日)	17,031,219,010	17,082,645,904	8,279	8,304
第140計算期間末日	(2017年 6月12日)	16,526,573,721	16,577,400,818	8,129	8,154
第141計算期間末日	(2017年 7月12日)	16,608,024,779	16,658,359,521	8,249	8,274
第142計算期間末日	(2017年 8月14日)	16,024,055,756	16,073,925,323	8,033	8,058
第143計算期間末日	(2017年 9月12日)	16,120,732,808	16,169,812,832	8,211	8,236
第144計算期間末日	(2017年10月12日)	16,385,970,813	16,434,455,565	8,449	8,474
第145計算期間末日	(2017年11月13日)	16,182,585,734	16,230,185,430	8,499	8,524
第146計算期間末日	(2017年12月12日)	16,110,938,230	16,158,048,095	8,550	8,575
第147計算期間末日	(2018年 1月12日)	15,865,300,756	15,912,087,921	8,477	8,502
第148計算期間末日	(2018年 2月13日)	14,678,092,686	14,724,495,309	7,908	7,933
第149計算期間末日	(2018年 3月12日)	14,578,814,810	14,625,121,431	7,871	7,896
第150計算期間末日	(2018年 4月12日)	14,439,294,211	14,485,421,211	7,826	7,851
第151計算期間末日	(2018年 5月14日)	14,720,962,217	14,766,945,958	8,003	8,028
第152計算期間末日	(2018年 6月12日)	14,816,573,519	14,862,302,949	8,100	8,125
第153計算期間末日	(2018年 7月12日)	14,886,907,571	14,932,166,228	8,223	8,248
第154計算期間末日	(2018年 8月13日)	14,493,798,773	14,538,787,916	8,054	8,079
第155計算期間末日	(2018年 9月12日)	14,517,330,721	14,562,117,998	8,103	8,128
第156計算期間末日	(2018年10月12日)	13,977,609,479	14,022,098,606	7,855	7,880
第157計算期間末日	(2018年11月12日)	14,311,539,278	14,355,823,040	8,079	8,104
第158計算期間末日	(2018年12月12日)	13,831,656,605	13,875,623,364	7,865	7,890
第159計算期間末日	(2019年 1月15日)	13,087,247,532	13,130,985,526	7,480	7,505
第160計算期間末日	(2019年 2月12日)	13,771,702,355	13,815,265,742	7,903	7,928
第161計算期間末日	(2019年 3月12日)	13,844,953,422	13,888,198,598	8,004	8,029
第162計算期間末日	(2019年 4月12日)	14,049,907,321	14,092,703,968	8,207	8,232
第163計算期間末日	(2019年 5月13日)	13,591,346,776	13,633,954,058	7,975	8,000
第164計算期間末日	(2019年 6月12日)	13,509,557,551	13,552,085,684	7,942	7,967
第165計算期間末日	(2019年 7月12日)	13,645,902,612	13,688,262,055	8,054	8,079
第166計算期間末日	(2019年 8月13日)	12,813,367,844	12,855,543,647	7,595	7,620
第167計算期間末日	(2019年 9月12日)	13,433,478,965	13,475,471,065	7,998	8,023
第168計算期間末日	(2019年10月15日)	13,270,980,154	13,312,720,594	7,949	7,974
第169計算期間末日	(2019年11月12日)	13,422,222,582	13,463,450,045	8,139	8,164
第170計算期間末日	(2019年12月12日)	13,310,087,771	13,350,967,646	8,140	8,165
第171計算期間末日	(2020年 1月14日)	13,528,744,160	13,569,043,429	8,393	8,418
第172計算期間末日	(2020年 2月12日)	13,339,753,537	13,379,477,514	8,395	8,420
第173計算期間末日	(2020年 3月12日)	10,711,054,837	10,750,432,966	6,800	6,825
第174計算期間末日	(2020年 4月13日)	10,291,309,826	10,330,453,661	6,573	6,598
第175計算期間末日	(2020年 5月12日)	10,073,967,801	10,112,988,606	6,454	6,479

第176計算期間末日	(2020年 6月12日)	10,515,480,106	10,554,415,999	6,752	6,777
第177計算期間末日	(2020年 7月13日)	10,570,630,489	10,609,462,267	6,805	6,830
第178計算期間末日	(2020年 8月12日)	10,919,654,421	10,958,337,024	7,057	7,082
第179計算期間末日	(2020年 9月14日)	10,675,832,491	10,714,280,613	6,942	6,967
第180計算期間末日	(2020年10月12日)	10,762,886,560	10,801,336,994	6,998	7,023
第181計算期間末日	(2020年11月12日)	11,047,710,623	11,086,005,044	7,212	7,237
第182計算期間末日	(2020年12月14日)	11,070,128,329	11,107,932,607	7,321	7,346
第183計算期間末日	(2021年 1月12日)	11,139,207,484	11,176,750,349	7,418	7,443
第184計算期間末日	(2021年 2月12日)	11,336,820,507	11,373,792,451	7,666	7,691
第185計算期間末日	(2021年 3月12日)	11,606,796,722	11,643,467,654	7,913	7,938
第186計算期間末日	(2021年 4月12日)	11,817,814,704	11,854,118,470	8,138	8,163
第187計算期間末日	(2021年 5月12日)	11,913,246,931	11,949,279,111	8,266	8,291
第188計算期間末日	(2021年 6月14日)	12,366,821,698	12,402,696,335	8,618	8,643
第189計算期間末日	(2021年 7月12日)	12,272,347,328	12,308,098,292	8,582	8,607
第190計算期間末日	(2021年 8月12日)	12,281,586,409	12,317,106,052	8,644	8,669
第191計算期間末日	(2021年 9月13日)	12,140,832,435	12,176,108,822	8,604	8,629
第192計算期間末日	(2021年10月12日)	12,106,780,524	12,141,894,210	8,620	8,645
第193計算期間末日	(2021年11月12日)	12,468,404,024	12,503,194,959	8,960	8,985
第194計算期間末日	(2021年12月13日)	12,214,275,524	12,248,884,583	8,823	8,848
第195計算期間末日	(2022年 1月12日)	12,379,034,779	12,413,342,787	9,021	9,046
第196計算期間末日	(2022年 2月14日)	11,908,570,006	11,942,738,768	8,713	8,738
第197計算期間末日	(2022年 3月14日)	11,475,824,498	11,509,810,363	8,442	8,467
第198計算期間末日	(2022年 4月12日)	12,489,781,424	12,523,557,111	9,245	9,270
第199計算期間末日	(2022年 5月12日)	11,719,603,983	11,753,223,731	8,715	8,740
第200計算期間末日	(2022年 6月13日)	11,982,424,914	12,015,953,589	8,934	8,959
第201計算期間末日	(2022年 7月12日)	11,695,554,597	11,729,011,121	8,739	8,764
第202計算期間末日	(2022年 8月12日)	12,146,589,162	12,180,018,382	9,084	9,109
第203計算期間末日	(2022年 9月12日)	12,421,801,784	12,455,097,794	9,327	9,352
第204計算期間末日	(2022年10月12日)	11,266,830,032	11,300,000,200	8,492	8,517
第205計算期間末日	(2022年11月14日)	11,779,803,432	11,812,881,925	8,903	8,928
第206計算期間末日	(2022年12月12日)	11,686,799,666	11,719,801,601	8,853	8,878
第207計算期間末日	(2023年 1月12日)	11,369,643,788	11,402,578,709	8,630	8,655
第208計算期間末日	(2023年 2月13日)	11,458,170,587	11,490,972,143	8,733	8,758
第209計算期間末日	(2023年 3月13日)	11,092,771,833	11,125,478,705	8,479	8,504
第210計算期間末日	(2023年 4月12日)	11,344,848,566	11,377,484,533	8,690	8,715
第211計算期間末日	(2023年 5月12日)	11,406,209,261	11,438,764,040	8,759	8,784
第212計算期間末日	(2023年 6月12日)	11,693,057,988	11,725,326,875	9,059	9,084
第213計算期間末日	(2023年 7月12日)	11,797,019,722	11,828,992,709	9,224	9,249
第214計算期間末日	(2023年 8月14日)	12,183,817,200	12,215,561,159	9,595	9,620
第215計算期間末日	(2023年 9月12日)	12,127,936,185	12,159,506,866	9,604	9,629
第216計算期間末日	(2023年10月12日)	11,924,501,580	11,956,000,396	9,464	9,489
第217計算期間末日	(2023年11月13日)	12,039,110,155	12,070,503,042	9,587	9,612

第218計算期間末日	(2023年12月12日)	12,178,581,403	12,209,704,796	9,782	9,807
第219計算期間末日	(2024年 1月12日)	12,400,593,740	12,431,496,311	10,032	10,057
第220計算期間末日	(2024年 2月13日)	12,577,655,046	12,608,311,854	10,257	10,282
第221計算期間末日	(2024年 3月12日)	12,628,283,899	12,658,747,822	10,363	10,388
第222計算期間末日	(2024年 4月12日)	12,841,038,680	12,871,220,265	10,636	10,661
第223計算期間末日	(2024年 5月13日)	13,145,645,744	13,175,736,349	10,922	10,947
第224計算期間末日	(2024年 6月12日)	13,187,375,200	13,217,392,936	10,983	11,008
第225計算期間末日	(2024年 7月12日)	12,834,264,280	13,670,828,664	10,739	11,439
第226計算期間末日	(2024年 8月13日)	12,111,028,542	12,141,439,272	9,956	9,981
第227計算期間末日	(2024年 9月12日)	12,213,197,156	12,243,569,721	10,053	10,078
第228計算期間末日	(2024年10月15日)	12,842,104,192	12,872,422,507	10,589	10,614
第229計算期間末日	(2024年11月12日)	13,047,645,247	13,077,867,984	10,793	10,818
第230計算期間末日	(2024年12月12日)	12,765,088,521	12,795,125,428	10,625	10,650
第231計算期間末日	(2025年 1月14日)	12,594,681,730	12,624,572,289	10,534	10,559
第232計算期間末日	(2025年 2月12日)	12,743,368,722	12,773,125,640	10,706	10,731
第233計算期間末日	(2025年 3月12日)	11,956,284,363	11,985,864,112	10,105	10,130
第234計算期間末日	(2025年 4月14日)	10,865,597,490	10,895,088,945	9,211	9,236
第235計算期間末日	(2025年 5月12日)	11,677,949,396	11,707,382,210	9,919	9,944
第236計算期間末日	(2025年 6月12日)	11,932,928,157	11,962,265,060	10,169	10,194
2024年 6月末日		13,511,057,590	—	11,294	—
7月末日		12,640,436,697	—	10,381	—
8月末日		12,362,019,861	—	10,171	—
9月末日		12,435,114,390	—	10,240	—
10月末日		13,026,694,810	—	10,771	—
11月末日		12,864,190,257	—	10,658	—
12月末日		12,933,587,237	—	10,793	—
2025年 1月末日		12,796,129,522	—	10,736	—
2月末日		12,413,018,546	—	10,452	—
3月末日		11,999,879,704	—	10,160	—
4月末日		11,315,208,024	—	9,607	—
5月末日		11,768,369,015	—	10,003	—
6月末日		12,020,579,684	—	10,258	—

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第117計算期間	20円
第118計算期間	20円
第119計算期間	20円
第120計算期間	20円
第121計算期間	20円
第122計算期間	20円
第123計算期間	25円

第124計算期間	25円
第125計算期間	25円
第126計算期間	25円
第127計算期間	25円
第128計算期間	25円
第129計算期間	25円
第130計算期間	25円
第131計算期間	25円
第132計算期間	25円
第133計算期間	25円
第134計算期間	25円
第135計算期間	25円
第136計算期間	25円
第137計算期間	25円
第138計算期間	25円
第139計算期間	25円
第140計算期間	25円
第141計算期間	25円
第142計算期間	25円
第143計算期間	25円
第144計算期間	25円
第145計算期間	25円
第146計算期間	25円
第147計算期間	25円
第148計算期間	25円
第149計算期間	25円
第150計算期間	25円
第151計算期間	25円
第152計算期間	25円
第153計算期間	25円
第154計算期間	25円
第155計算期間	25円
第156計算期間	25円
第157計算期間	25円
第158計算期間	25円
第159計算期間	25円
第160計算期間	25円
第161計算期間	25円
第162計算期間	25円
第163計算期間	25円
第164計算期間	25円
第165計算期間	25円

第166計算期間	25円
第167計算期間	25円
第168計算期間	25円
第169計算期間	25円
第170計算期間	25円
第171計算期間	25円
第172計算期間	25円
第173計算期間	25円
第174計算期間	25円
第175計算期間	25円
第176計算期間	25円
第177計算期間	25円
第178計算期間	25円
第179計算期間	25円
第180計算期間	25円
第181計算期間	25円
第182計算期間	25円
第183計算期間	25円
第184計算期間	25円
第185計算期間	25円
第186計算期間	25円
第187計算期間	25円
第188計算期間	25円
第189計算期間	25円
第190計算期間	25円
第191計算期間	25円
第192計算期間	25円
第193計算期間	25円
第194計算期間	25円
第195計算期間	25円
第196計算期間	25円
第197計算期間	25円
第198計算期間	25円
第199計算期間	25円
第200計算期間	25円
第201計算期間	25円
第202計算期間	25円
第203計算期間	25円
第204計算期間	25円
第205計算期間	25円
第206計算期間	25円
第207計算期間	25円

第208計算期間	25円
第209計算期間	25円
第210計算期間	25円
第211計算期間	25円
第212計算期間	25円
第213計算期間	25円
第214計算期間	25円
第215計算期間	25円
第216計算期間	25円
第217計算期間	25円
第218計算期間	25円
第219計算期間	25円
第220計算期間	25円
第221計算期間	25円
第222計算期間	25円
第223計算期間	25円
第224計算期間	25円
第225計算期間	700円
第226計算期間	25円
第227計算期間	25円
第228計算期間	25円
第229計算期間	25円
第230計算期間	25円
第231計算期間	25円
第232計算期間	25円
第233計算期間	25円
第234計算期間	25円
第235計算期間	25円
第236計算期間	25円

【収益率の推移】

	収益率（％）
第117計算期間	1.30
第118計算期間	2.02
第119計算期間	8.02
第120計算期間	3.33
第121計算期間	2.12
第122計算期間	3.28
第123計算期間	4.19
第124計算期間	8.00
第125計算期間	10.34
第126計算期間	3.46

第127計算期間	1.63
第128計算期間	1.67
第129計算期間	0.13
第130計算期間	1.21
第131計算期間	0.51
第132計算期間	0.53
第133計算期間	0.82
第134計算期間	10.35
第135計算期間	0.96
第136計算期間	0.09
第137計算期間	0.48
第138計算期間	2.40
第139計算期間	4.25
第140計算期間	1.50
第141計算期間	1.78
第142計算期間	2.31
第143計算期間	2.52
第144計算期間	3.20
第145計算期間	0.88
第146計算期間	0.89
第147計算期間	0.56
第148計算期間	6.41
第149計算期間	0.15
第150計算期間	0.25
第151計算期間	2.58
第152計算期間	1.52
第153計算期間	1.82
第154計算期間	1.75
第155計算期間	0.91
第156計算期間	2.75
第157計算期間	3.16
第158計算期間	2.33
第159計算期間	4.57
第160計算期間	5.98
第161計算期間	1.59
第162計算期間	2.84
第163計算期間	2.52
第164計算期間	0.10
第165計算期間	1.72
第166計算期間	5.38
第167計算期間	5.63
第168計算期間	0.30

第169計算期間	2.70
第170計算期間	0.31
第171計算期間	3.41
第172計算期間	0.32
第173計算期間	18.70
第174計算期間	2.97
第175計算期間	1.43
第176計算期間	5.00
第177計算期間	1.15
第178計算期間	4.07
第179計算期間	1.27
第180計算期間	1.16
第181計算期間	3.41
第182計算期間	1.85
第183計算期間	1.66
第184計算期間	3.68
第185計算期間	3.54
第186計算期間	3.15
第187計算期間	1.88
第188計算期間	4.56
第189計算期間	0.12
第190計算期間	1.01
第191計算期間	0.17
第192計算期間	0.47
第193計算期間	4.23
第194計算期間	1.25
第195計算期間	2.52
第196計算期間	3.13
第197計算期間	2.82
第198計算期間	9.80
第199計算期間	5.46
第200計算期間	2.79
第201計算期間	1.90
第202計算期間	4.23
第203計算期間	2.95
第204計算期間	8.68
第205計算期間	5.13
第206計算期間	0.28
第207計算期間	2.23
第208計算期間	1.48
第209計算期間	2.62
第210計算期間	2.78

第211計算期間	1.08
第212計算期間	3.71
第213計算期間	2.09
第214計算期間	4.29
第215計算期間	0.35
第216計算期間	1.19
第217計算期間	1.56
第218計算期間	2.29
第219計算期間	2.81
第220計算期間	2.49
第221計算期間	1.27
第222計算期間	2.87
第223計算期間	2.92
第224計算期間	0.78
第225計算期間	4.15
第226計算期間	7.05
第227計算期間	1.22
第228計算期間	5.58
第229計算期間	2.16
第230計算期間	1.32
第231計算期間	0.62
第232計算期間	1.87
第233計算期間	5.38
第234計算期間	8.59
第235計算期間	7.95
第236計算期間	2.77

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第117計算期間	59,388,170	468,511,846	25,226,545,284
第118計算期間	45,371,992	380,824,679	24,891,092,597
第119計算期間	50,076,900	377,083,458	24,564,086,039
第120計算期間	30,607,538	191,003,750	24,403,689,827
第121計算期間	45,708,788	339,973,591	24,109,425,024
第122計算期間	34,920,995	335,653,055	23,808,692,964
第123計算期間	36,908,356	308,393,896	23,537,207,424
第124計算期間	47,008,740	165,954,942	23,418,261,222
第125計算期間	36,569,413	168,649,520	23,286,181,115
第126計算期間	30,580,779	176,101,625	23,140,660,269
第127計算期間	30,103,224	167,590,458	23,003,173,035
第128計算期間	31,437,530	211,898,296	22,822,712,269

第129計算期間	30,100,096	150,905,490	22,701,906,875
第130計算期間	29,225,697	178,320,957	22,552,811,615
第131計算期間	27,902,768	106,286,717	22,474,427,666
第132計算期間	30,019,249	117,066,650	22,387,380,265
第133計算期間	49,342,988	160,742,446	22,275,980,807
第134計算期間	30,305,695	261,703,786	22,044,582,716
第135計算期間	32,668,337	632,850,960	21,444,400,093
第136計算期間	27,331,826	318,998,971	21,152,732,948
第137計算期間	25,259,907	305,989,907	20,872,002,948
第138計算期間	35,691,346	179,733,485	20,727,960,809
第139計算期間	24,029,834	181,233,042	20,570,757,601
第140計算期間	24,664,608	264,583,405	20,330,838,804
第141計算期間	24,312,536	221,254,388	20,133,896,952
第142計算期間	28,193,817	214,263,668	19,947,827,101
第143計算期間	24,123,374	339,940,692	19,632,009,783
第144計算期間	33,259,991	271,368,640	19,393,901,134
第145計算期間	34,939,392	388,961,896	19,039,878,630
第146計算期間	24,496,928	220,429,432	18,843,946,126
第147計算期間	34,264,286	163,344,017	18,714,866,395
第148計算期間	37,850,954	191,668,124	18,561,049,225
第149計算期間	26,768,736	65,169,419	18,522,648,542
第150計算期間	21,821,671	93,670,041	18,450,800,172
第151計算期間	22,189,416	79,492,937	18,393,496,651
第152計算期間	20,079,155	121,803,535	18,291,772,271
第153計算期間	22,098,912	210,408,370	18,103,462,813
第154計算期間	24,089,406	131,894,777	17,995,657,442
第155計算期間	53,682,796	134,429,144	17,914,911,094
第156計算期間	47,307,561	166,567,557	17,795,651,098
第157計算期間	20,848,280	102,994,322	17,713,505,056
第158計算期間	32,494,342	159,295,717	17,586,703,681
第159計算期間	23,561,916	115,067,601	17,495,197,996
第160計算期間	28,144,700	97,987,735	17,425,354,961
第161計算期間	20,383,685	147,668,030	17,298,070,616
第162計算期間	33,998,320	213,410,092	17,118,658,844
第163計算期間	29,492,861	105,238,613	17,042,913,092
第164計算期間	32,122,970	63,782,590	17,011,253,472
第165計算期間	23,120,261	90,596,478	16,943,777,255
第166計算期間	19,934,513	93,390,455	16,870,321,313
第167計算期間	29,172,143	102,653,447	16,796,840,009
第168計算期間	28,603,436	129,267,211	16,696,176,234
第169計算期間	21,212,847	226,403,663	16,490,985,418
第170計算期間	22,419,698	161,454,735	16,351,950,381

第171計算期間	26,430,009	258,672,759	16,119,707,631
第172計算期間	27,145,354	257,262,121	15,889,590,864
第173計算期間	36,478,237	174,817,145	15,751,251,956
第174計算期間	39,013,281	132,731,054	15,657,534,183
第175計算期間	27,139,232	76,351,301	15,608,322,114
第176計算期間	35,219,845	69,184,542	15,574,357,417
第177計算期間	33,350,043	74,996,179	15,532,711,281
第178計算期間	25,123,940	84,793,636	15,473,041,585
第179計算期間	27,115,912	120,908,524	15,379,248,973
第180計算期間	26,761,918	25,837,084	15,380,173,807
第181計算期間	26,970,380	89,375,565	15,317,768,622
第182計算期間	20,693,689	216,750,848	15,121,711,463
第183計算期間	23,296,485	127,861,549	15,017,146,399
第184計算期間	26,019,004	254,387,791	14,788,777,612
第185計算期間	39,370,396	159,774,921	14,668,373,087
第186計算期間	18,294,958	165,161,616	14,521,506,429
第187計算期間	21,667,866	130,301,956	14,412,872,339
第188計算期間	28,560,438	91,577,943	14,349,854,834
第189計算期間	19,454,521	68,923,531	14,300,385,824
第190計算期間	17,505,320	110,033,559	14,207,857,585
第191計算期間	19,557,307	116,859,776	14,110,555,116
第192計算期間	17,825,599	82,906,300	14,045,474,415
第193計算期間	18,204,564	147,304,720	13,916,374,259
第194計算期間	21,168,635	93,919,215	13,843,623,679
第195計算期間	21,555,351	141,975,609	13,723,203,421
第196計算期間	25,391,128	81,089,679	13,667,504,870
第197計算期間	20,184,134	93,342,840	13,594,346,164
第198計算期間	17,872,039	101,943,181	13,510,275,022
第199計算期間	18,823,300	81,199,013	13,447,899,309
第200計算期間	24,514,830	60,943,801	13,411,470,338
第201計算期間	21,049,445	49,910,041	13,382,609,742
第202計算期間	22,000,341	32,921,998	13,371,688,085
第203計算期間	16,893,663	70,177,566	13,318,404,182
第204計算期間	16,990,993	67,327,652	13,268,067,523
第205計算期間	21,184,531	57,854,804	13,231,397,250
第206計算期間	16,512,456	47,135,371	13,200,774,335
第207計算期間	27,091,117	53,896,827	13,173,968,625
第208計算期間	20,643,281	73,989,198	13,120,622,708
第209計算期間	17,345,408	55,219,250	13,082,748,866
第210計算期間	22,442,093	50,803,776	13,054,387,183
第211計算期間	16,234,521	48,709,807	13,021,911,897
第212計算期間	15,271,316	129,628,374	12,907,554,839

第213計算期間	21,456,503	139,816,417	12,789,194,925
第214計算期間	20,814,841	112,426,065	12,697,583,701
第215計算期間	15,992,822	85,303,988	12,628,272,535
第216計算期間	18,790,312	47,536,227	12,599,526,620
第217計算期間	17,480,511	59,852,078	12,557,155,053
第218計算期間	16,999,669	124,797,499	12,449,357,223
第219計算期間	17,857,221	106,185,754	12,361,028,690
第220計算期間	17,555,409	115,860,650	12,262,723,449
第221計算期間	14,969,078	92,123,280	12,185,569,247
第222計算期間	13,994,089	126,929,258	12,072,634,078
第223計算期間	13,745,074	50,136,753	12,036,242,399
第224計算期間	24,518,802	53,666,616	12,007,094,585
第225計算期間	16,555,466	72,730,277	11,950,919,774
第226計算期間	255,908,883	42,536,395	12,164,292,262
第227計算期間	19,299,183	34,565,051	12,149,026,394
第228計算期間	15,087,837	36,788,148	12,127,326,083
第229計算期間	20,897,369	59,128,372	12,089,095,080
第230計算期間	18,443,168	92,775,341	12,014,762,907
第231計算期間	13,957,332	72,496,300	11,956,223,939
第232計算期間	24,466,348	77,922,971	11,902,767,316
第233計算期間	16,320,534	87,188,144	11,831,899,706
第234計算期間	13,871,764	49,189,161	11,796,582,309
第235計算期間	16,245,212	39,701,864	11,773,125,657
第236計算期間	13,854,915	52,219,291	11,734,761,281

（参考）

グローバル株式インカム マザーファンド

投資状況

2025年 6月30日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
株式	アメリカ	53,465,687,521	58.80
	イギリス	9,820,654,504	10.80
	日本	7,134,207,550	7.85
	スイス	3,299,798,463	3.63
	オランダ	2,701,511,116	2.97
	ドイツ	2,393,943,169	2.63
	フランス	2,141,065,750	2.35
	アイルランド	2,038,356,487	2.24
	オーストリア	1,891,136,720	2.08
	スペイン	1,075,165,596	1.18
	カナダ	1,061,132,884	1.17

		ノルウェー	981,548,860	1.08
		小計	88,004,208,620	96.79
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）		—	2,920,533,853	3.21
純資産総額			90,924,742,473	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位 30 銘柄

2025年 6月30日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・半 導体製造装 置	158,520	35,757.93	5,668,347,586	39,004.57	6,183,004,991	6.80
アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェ ア・サービ ス	80,342	68,235.77	5,482,198,415	71,817.07	5,769,927,150	6.35
イギリス	株式	SPECTRIS PLC	テクノロ ジー・ハー ドウェアお よび機器	408,547	4,046.65	1,653,247,862	7,652.50	3,126,406,898	3.44
アメリカ	株式	WILLIAMS COS INC	エネルギー	304,790	8,769.69	2,672,914,913	9,075.24	2,766,043,223	3.04
アメリカ	株式	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	食品・飲 料・タバコ	100,382	26,316.32	2,641,684,965	26,214.95	2,631,509,543	2.89
アメリカ	株式	BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	医薬品・バ イオテクノ ロジー・ラ イフサイエ ンス	373,677	7,010.25	2,619,569,974	6,711.94	2,508,098,911	2.76
イギリス	株式	LEGAL & GENERAL GROUP PLC	保険	4,642,790	508.51	2,360,915,171	505.33	2,346,165,213	2.58
アメリカ	株式	ORACLE CORP	ソフトウェ ア・サービ ス	69,524	25,199.83	1,751,993,412	30,444.85	2,116,648,057	2.33
アメリカ	株式	SEMPRA	公益事業	192,476	11,128.64	2,141,997,749	10,912.88	2,100,467,799	2.31
アメリカ	株式	T-MOBILE US INC	電気通信 サービス	60,348	35,602.98	2,148,569,035	34,066.55	2,055,848,310	2.26
アメリカ	株式	AUTOMATIC DATA PROCESSING	商業・専門 サービス	46,634	47,325.35	2,206,970,656	43,942.59	2,049,218,952	2.25
アメリカ	株式	NEXTERA ENERGY INC	公益事業	198,670	10,475.28	2,081,125,640	10,265.58	2,039,462,957	2.24
アイルラ ンド	株式	BANK OF IRELAND GROUP PLC	銀行	998,700	2,097.84	2,095,118,700	2,041.00	2,038,356,487	2.24
日本	株式	三菱ＵＦＪフィナンシャル・ グループ	銀行業	1,006,900	1,983.00	1,996,682,700	1,983.00	1,996,682,700	2.20
オースト リア	株式	BAWAG GROUP AG	銀行	103,497	18,543.83	1,919,231,602	18,272.38	1,891,136,720	2.08
アメリカ	株式	MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	半導体・半 導体製造装 置	16,998	99,496.05	1,691,233,939	106,584.50	1,811,723,404	1.99
スイス	株式	NOVARTIS AG-REG	医薬品・バ イオテクノ ロジー・ラ イフサイエ ンス	100,091	17,587.98	1,760,398,867	17,424.93	1,744,078,729	1.92
イギリス	株式	GLENCORE PLC	素材	2,860,223	572.05	1,636,194,456	569.27	1,628,243,494	1.79
日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	215,300	7,496.00	1,613,888,800	7,556.00	1,626,806,800	1.79

スイス	株式	SANDOZ GROUP AG	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	198,087	7,975.10	1,579,764,306	7,853.71	1,555,719,734	1.71
アメリカ	株式	BLACKROCK INC	金融サービス	10,120	143,224.33	1,449,430,225	151,734.81	1,535,556,320	1.69
オランダ	株式	ASR NEDERLAND NV	保険	155,126	9,480.60	1,470,687,679	9,511.13	1,475,425,041	1.62
アメリカ	株式	INTL FLAVORS & FRAGRANCES	素材	131,938	11,135.88	1,469,246,922	10,766.62	1,420,526,771	1.56
アメリカ	株式	AGCO CORP	資本財	94,464	14,622.91	1,381,338,929	14,829.99	1,400,900,374	1.54
アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	銀行	202,067	6,512.10	1,315,881,662	6,823.44	1,378,793,505	1.52
アメリカ	株式	CORNING INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	180,432	7,343.31	1,324,969,030	7,504.05	1,353,971,507	1.49
アメリカ	株式	NORFOLK SOUTHERN CORP	運輸	34,943	36,314.00	1,268,920,231	37,043.84	1,294,423,114	1.42
アメリカ	株式	FIRST HORIZON CORP	銀行	420,759	2,952.67	1,242,364,959	3,046.80	1,281,969,531	1.41
アメリカ	株式	NXP SEMICONDUCTORS NV	半導体・半導体製造装置	40,551	30,074.14	1,219,536,484	31,429.56	1,274,500,185	1.40
ドイツ	株式	DAIMLER TRUCK HOLDING AG	資本財	184,272	6,416.58	1,182,396,552	6,864.44	1,264,924,751	1.39

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

2025年 6月30日現在

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	輸送用機器	1.89
		情報・通信業	0.81
		卸売業	1.79
		銀行業	2.20
		その他金融業	1.16
	外国	エネルギー	6.99
		素材	4.97
		資本財	5.28
		商業・専門サービス	2.25
		運輸	1.42
		耐久消費財・アパレル	1.24
		メディア・娯楽	1.17
		一般消費財・サービス流通・小売り	1.18
		食品・飲料・タバコ	5.97
		ヘルスケア機器・サービス	2.34
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	7.97
		銀行	8.42
		金融サービス	2.66
		保険	4.20
		ソフトウェア・サービス	9.92
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	4.93
		電気通信サービス	2.26
		公益事業	4.55

	半導体・半導体製造装置	11.22
	小計	96.79
合計		96.79

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

ワールド・リート・オープン マザーファンド

投資状況

2025年 6月30日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資証券	アメリカ	66,843,248,599	71.11
	オーストラリア	7,030,077,040	7.48
	日本	5,609,329,300	5.97
	イギリス	5,244,313,488	5.58
	シンガポール	3,442,356,904	3.66
	フランス	1,915,177,583	2.04
	香港	1,435,617,710	1.53
	ベルギー	869,450,514	0.92
	カナダ	543,361,685	0.58
	小計	92,932,932,823	98.87
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	1,062,507,598	1.13
純資産総額		93,995,440,421	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位30銘柄

2025年 6月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
アメリカ	投資証券	WELLTOWER INC	375,691	21,766.39	8,177,437,239	22,029.94	8,276,452,180	8.81
アメリカ	投資証券	EQUINIX INC	50,491	131,412.17	6,635,132,320	113,691.77	5,740,411,619	6.11
オーストラリア	投資証券	GOODMAN GROUP	1,546,024	3,177.98	4,913,238,855	3,222.45	4,981,985,039	5.30
アメリカ	投資証券	SIMON PROPERTY GROUP INC	167,531	23,230.42	3,891,815,527	23,242.00	3,893,756,340	4.14
アメリカ	投資証券	DIGITAL REALTY TRUST INC	136,230	25,585.03	3,485,448,746	24,814.64	3,380,498,625	3.60
アメリカ	投資証券	VICI PROPERTIES INC	703,408	4,639.47	3,263,443,241	4,674.46	3,288,057,343	3.50
アメリカ	投資証券	REALTY INCOME CORP	390,188	8,226.65	3,209,942,491	8,258.51	3,222,373,178	3.43
アメリカ	投資証券	UDR INC	481,378	6,002.37	2,889,411,032	5,895.21	2,837,826,854	3.02

アメリカ	投資証券	INVITATION HOMES INC	578,252	4,813.72	2,783,546,315	4,738.18	2,739,863,912	2.91
アメリカ	投資証券	EXTRA SPACE STORAGE INC	125,974	21,785.21	2,744,370,851	21,121.98	2,660,821,140	2.83
アメリカ	投資証券	EASTGROUP PROPERTIES INC	105,529	24,901.52	2,627,833,306	24,262.91	2,560,441,210	2.72
アメリカ	投資証券	PROLOGIS INC	151,344	15,774.15	2,387,323,458	15,294.83	2,314,781,085	2.46
アメリカ	投資証券	REGENCY CENTERS CORP	223,878	10,444.46	2,338,286,228	10,214.89	2,286,890,800	2.43
アメリカ	投資証券	CUBESMART	360,254	6,267.37	2,257,847,561	6,135.59	2,210,374,334	2.35
アメリカ	投資証券	BRIXMOR PROPERTY GROUP INC	567,785	3,723.83	2,114,337,228	3,772.30	2,141,855,639	2.28
アメリカ	投資証券	FIRST INDUSTRIAL REALTY TR	297,379	7,218.77	2,146,713,132	7,088.44	2,107,956,024	2.24
アメリカ	投資証券	IRON MOUNTAIN INC	139,831	14,703.85	2,056,054,211	14,814.06	2,071,465,243	2.20
アメリカ	投資証券	STAG INDUSTRIAL INC	372,320	5,350.77	1,992,201,875	5,242.12	1,951,746,863	2.08
アメリカ	投資証券	VORNADO REALTY TRUST	313,364	5,958.93	1,867,314,611	5,544.77	1,737,532,842	1.85
イギリス	投資証券	LONDONMETRIC PROPERTY PLC	4,261,487	397.71	1,694,856,576	406.25	1,731,245,116	1.84
日本	投資証券	日本都市ファンド投資法人	15,413	98,700	1,521,263,100	102,000	1,572,126,000	1.67
香港	投資証券	LINK REIT	1,831,846	772.63	1,415,350,166	783.69	1,435,617,710	1.53
日本	投資証券	オリックス不動産投資法人	7,306	184,394.27	1,347,184,573	187,800	1,372,066,800	1.46
アメリカ	投資証券	ESSENTIAL PROPERTIES REALTY	249,537	4,774.33	1,191,372,606	4,623.78	1,153,805,013	1.23
フランス	投資証券	UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	83,461	14,079.23	1,175,066,885	13,637.27	1,138,180,258	1.21
シンガポール	投資証券	CAPITALAND INTEGRATED COMMERCIAL	4,356,698	238.37	1,038,510,459	247.45	1,078,072,762	1.15
シンガポール	投資証券	CAPITALAND ASCENDAS REIT	3,288,600	291.72	959,352,694	305.34	1,004,147,372	1.07
アメリカ	投資証券	COUSINS PROPERTIES INC	229,586	4,338.74	996,114,979	4,357.33	1,000,382,631	1.06
シンガポール	投資証券	KEPPEL DC REIT	3,647,200	253.12	923,205,889	264.47	964,605,256	1.03
アメリカ	投資証券	PUBLIC STORAGE	22,450	43,816.60	983,682,890	41,977.52	942,395,387	1.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

2025年 6月30日現在

種類	投資比率（％）
投資証券	98.87
合計	98.87

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド

投資状況

2025年 6月30日現在

（単位：円）

資産の種類	国 / 地域	時価合計	投資比率（％）
国債証券	オマーン	3,304,430,965	6.03
	ペルー	2,964,551,430	5.41
	ルーマニア	2,439,272,870	4.45
	コスタリカ	1,747,559,842	3.19

ブルガリア	1,741,032,277	3.18
アルゼンチン	1,626,454,391	2.97
アラブ首長国連邦	1,573,978,872	2.87
パラグアイ	1,531,978,010	2.79
トルコ	1,521,996,653	2.78
エジプト	1,505,853,532	2.75
インドネシア	1,386,148,417	2.53
グアテマラ	1,365,404,149	2.49
ドミニカ共和国	1,346,941,084	2.46
メキシコ	1,318,761,123	2.41
ウルグアイ	1,237,541,392	2.26
スリランカ	1,209,577,672	2.21
ハンガリー	1,182,380,409	2.16
モンゴル国	1,171,872,429	2.14
コロンビア	1,101,840,176	2.01
セルビア	946,389,932	1.73
チリ	943,036,920	1.72
ポーランド	924,599,873	1.69
エクアドル	892,036,132	1.63
ヨルダン	846,027,423	1.54
南アフリカ	800,111,134	1.46
モロッコ	711,688,503	1.30
ガーナ	706,844,766	1.29
ガボン共和国	651,945,001	1.19
アゼルバイジャン	611,688,954	1.12
バミューダ	548,636,868	1.00
アンゴラ共和国	547,910,240	1.00
ベナン共和国	507,075,357	0.93
エルサルバドル	500,275,809	0.91
サウジアラビア	408,165,447	0.74
フィリピン	402,012,957	0.73
ウクライナ	401,901,842	0.73
ブラジル	395,738,674	0.72
パキスタン	386,188,663	0.70
ナイジェリア	372,994,777	0.68
アルメニア共和国	358,302,440	0.65
コートジボワール	268,849,441	0.49
パナマ	212,547,158	0.39
ウズベキスタン	175,212,316	0.32
セネガル共和国	46,770,313	0.09
ベネズエラ	35,417,022	0.06
小計	44,879,943,655	81.87

地方債証券	モンゴル国	105,457,907	0.19
特殊債券	ブルガリア	466,805,370	0.85
	サウジアラビア	383,006,439	0.70
	チリ	263,839,233	0.48
	セルビア	144,907,095	0.26
	南アフリカ	134,071,454	0.24
	パナマ	119,218,525	0.22
	小計	1,511,848,116	2.76
社債券	メキシコ	1,234,803,509	2.25
	モロッコ	569,030,647	1.04
	インドネシア	355,123,795	0.65
	ベネズエラ	222,589,913	0.41
	アルゼンチン	192,018,822	0.35
	カザフスタン	159,927,155	0.29
	アゼルバイジャン	123,904,733	0.23
	チリ	52,022,384	0.09
	小計	2,909,420,958	5.31
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	5,411,374,173	9.87
純資産総額		54,818,044,809	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他の資産の投資状況

2025年 6月30日現在

（単位：円）

資産の種類	建別	国／地域	時価合計	投資比率（％）
債券先物取引	売建	ドイツ	2,311,081,374	4.22

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位 30 銘柄

2025年 6月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (％)	償還期限	投資 比率 (％)
アラブ首 長国連邦	国債証券	3.9 DUBAI GOVT IN 500909	12,575,000	10,342.22	1,300,534,428	10,268.02	1,291,204,103	3.900000	2050/9/9	2.36
アルゼン チン	国債証券	FRN ARGENTINA 350709	11,356,298	9,789.88	1,111,768,630	9,876.04	1,121,552,759	4.125000	2035/7/9	2.05
ペルー	国債証券	3 PERU 340115	7,740,000	11,768.19	910,858,665	12,174.90	942,337,318	3.000000	2034/1/15	1.72
ウルグア イ	国債証券	5.25 URUGUAY 600910	6,592,000	13,215.44	871,162,013	13,092.85	863,080,761	5.250000	2060/9/10	1.57
オマーン	国債証券	6.75 OMAN GOV INT 480117	5,654,000	14,668.84	829,376,504	14,955.88	845,605,599	6.750000	2048/1/17	1.54
ブルガリ ア	国債証券	5 BULGARIA 370305	5,482,000	13,685.98	750,265,919	14,165.28	776,540,864	5.000000	2037/3/5	1.42

コスタリカ	国債証券	6.55 COSTA RICA 340403	4,873,000	14,860.40	724,147,399	15,054.23	733,592,646	6.550000	2034/4/3	1.34
エクアドル	国債証券	FRN ECUADOR 400731	6,764,396	8,612.53	582,586,308	9,119.40	616,872,987	5.000000	2040/7/31	1.13
アゼルバイジャン	国債証券	3.5 AZERBAIJAN 320901	4,741,000	12,577.49	596,299,162	12,902.10	611,688,954	3.500000	2032/9/1	1.12
ポーランド	国債証券	5.5 POLAND 540318	4,375,000	13,459.44	588,850,773	13,405.39	586,486,234	5.500000	2054/3/18	1.07
チリ	国債証券	3.1 CHILE 410507	5,347,000	10,466.19	559,627,556	10,710.87	572,710,307	3.100000	2041/5/7	1.04
ペルー	国債証券	3.6 PERU 720115	6,329,000	9,000.67	569,652,869	8,864.18	561,014,086	3.600000	2072/1/15	1.02
オマーン	国債証券	4.75 OMAN 260615	3,832,000	14,409.05	552,154,839	14,454.74	553,905,952	4.750000	2026/6/15	1.01
オマーン	国債証券	5.625 OMAN GOV IN 280117	3,719,000	14,626.50	543,959,853	14,788.26	549,975,532	5.625000	2028/1/17	1.00
ルーマニア	国債証券	6.625 ROMANIA 280217	3,634,000	14,754.50	536,178,643	14,971.89	544,078,491	6.625000	2028/2/17	0.99
スリランカ	国債証券	FRN SRI LANKA 380215	4,664,631	11,363.39	530,060,414	11,588.70	540,570,553	3.600000	2038/2/15	0.99
エジプト	国債証券	8.5 ARAB REPUBLIC 470131	4,543,000	11,521.79	523,434,996	11,638.77	528,749,733	8.500000	2047/1/31	0.96
コロンビア	国債証券	3.25 COLOMBIA 320422	4,505,000	11,200.91	504,601,281	11,414.64	514,229,904	3.250000	2032/4/22	0.94
ドミニカ共和国	国債証券	5.5 DOMINICAN 290222	3,545,000	14,202.24	503,469,434	14,431.04	511,580,387	5.500000	2029/2/22	0.93
ガーナ	国債証券	FRN REP GHANA 350703	4,521,256	10,756.86	486,345,456	11,180.33	505,491,638	5.000000	2035/7/3	0.92
モロッコ	国債証券	3 MOROCCO 321215	3,935,000	11,981.66	471,478,587	12,268.27	482,756,657	3.000000	2032/12/15	0.88
ガボン共和国	国債証券	9.5 GABONESE REP 290218	3,568,000	13,207.97	471,260,558	13,138.54	468,783,428	9.500000	2029/2/18	0.86
トルコ	国債証券	7.125 TURKEY 320717	3,220,000	14,486.12	466,453,148	14,391.72	463,413,533	7.125000	2032/7/17	0.85
メキシコ	国債証券	3.771 MEXICO 610524	5,397,000	8,422.93	454,585,602	8,460.88	456,634,032	3.771000	2061/5/24	0.83
ドミニカ共和国	国債証券	4.5 DOMINICAN 300130	3,294,000	13,407.95	441,658,133	13,746.81	452,820,030	4.500000	2030/1/30	0.83
ヨルダン	国債証券	6.125 JORDAN 260129	2,965,000	14,402.20	427,025,493	14,422.28	427,620,669	6.125000	2026/1/29	0.78
サウジアラビア	国債証券	3.75 SAUDI INTERN 550121	4,134,000	9,527.65	393,873,093	9,873.37	408,165,447	3.750000	2055/1/21	0.74
オマーン	国債証券	6.5 OMAN GOV INTE 470308	2,722,000	14,270.49	388,442,841	14,672.01	399,372,319	6.500000	2047/3/8	0.73
ルーマニア	国債証券	6 ROMANIA 340525	2,856,000	13,368.49	381,804,279	13,916.59	397,457,942	6.000000	2034/5/25	0.73
パラグアイ	国債証券	6.65 PARAGUAY 550304	2,720,000	14,684.70	399,423,998	14,426.69	392,406,142	6.650000	2055/3/4	0.72

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

2025年 6月30日現在

種類	投資比率（％）
国債証券	81.87
地方債証券	0.19
特殊債券	2.76
社債券	5.31
合計	90.13

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

2025年 6月30日現在

資産の種類	地域	取引所名	資産の名称	建別	数量	通貨	簿価金額	簿価金額（円）	評価金額	評価金額（円）	投資比率（％）
債券先物取引	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	EU BOBL 2509	売建	27	ユーロ	3,189,946.51	541,206,325	3,175,200	538,704,432	0.98
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	EURO-B 2509	売建	62	ユーロ	8,119,646.06	1,377,579,150	8,067,440	1,368,721,870	2.50
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	EU BUXL 2509	売建	20	ユーロ	2,422,782.6	411,049,296	2,379,200	403,655,072	0.74

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該投資資産の評価金額の比率です。

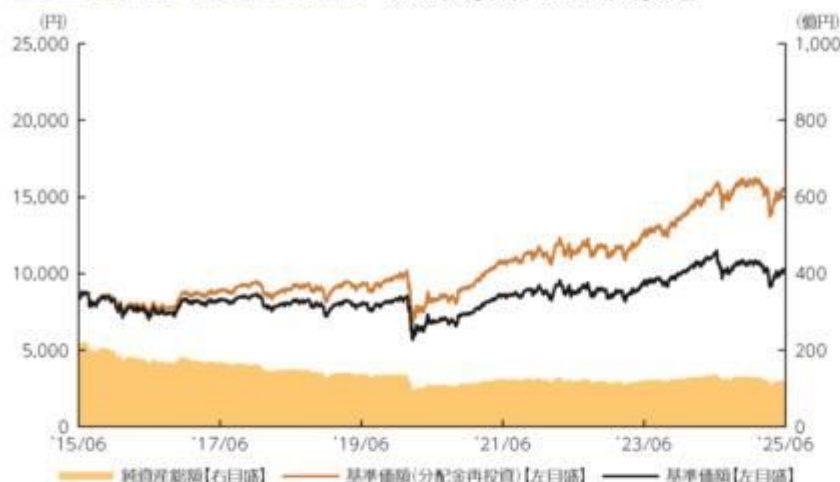
参考情報



運用実績

2025年6月30日現在

■ 基準価額・純資産の推移 2015年6月30日～2025年6月30日



- ・基準価額（分配金再投資）はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
- ・基準価額、基準価額（分配金再投資）は運用報酬（信託報酬）控除後です。

■ 基準価額・純資産

基準価額	10,258円
純資産総額	120.2億円

・純資産総額は表示桁未満切捨て

■ 分配の推移

2025年6月	25円
2025年5月	25円
2025年4月	25円
2025年3月	25円
2025年2月	25円
2025年1月	25円
直近1年間累計	975円
設定来累計	9,385円

・分配金は1万口当たり、税引前

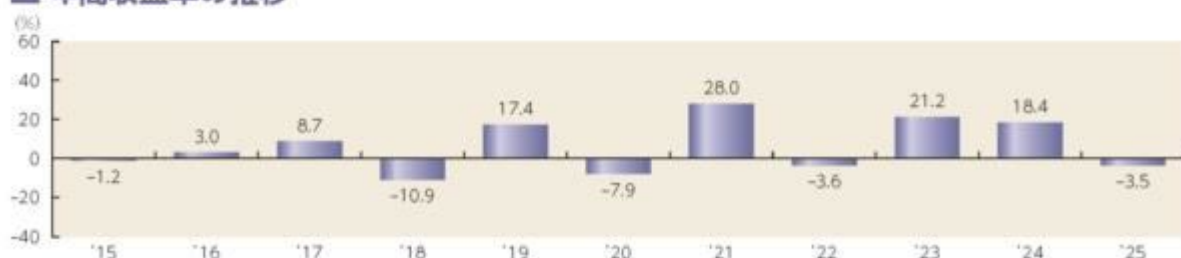
■ 主要な資産の状況

資産別構成	比率	組入上位通貨	比率	組入上位銘柄	種類	業種／種別	比率
国内株式	2.6%	1 アメリカドル	74.8%	BROADCOM INC	株式	半導体・半導体製造装置	2.2%
国内リート	1.9%	2 円	7.9%	MICROSOFT CORP	株式	ソフトウェア・サービス	2.1%
外国株式	29.2%	3 ユーロ	5.5%	SPECTRIS PLC	株式	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	1.1%
外国債券	29.2%	4 イギリスポンド	5.4%	WILLIAMS COS INC	株式	エネルギー	1.0%
外国リート	30.0%	5 オーストラリアドル	2.4%	3.9 DUBAI GOVT IN 500909	債券	国債	0.8%
		6 スイスフラン	1.2%	FRN ARGENTINA 350709	債券	国債	0.7%
		7 シンガポールドル	1.2%	3 PERU 340115	債券	国債	0.6%
コールローン他 （負債控除後）	7.1%	8 カナダドル	0.6%	WELLTOWER INC	リート	—	2.8%
合計	100.0%	9 香港ドル	0.5%	EQUINIX INC	リート	—	2.0%
		10 ノルウェークローネ	0.4%	GOODMAN GROUP	リート	—	1.7%

その他資産の状況	比率
債券先物取引（売建）	-1.4%

- ・各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率（小数点第二位四捨五入）
- ・コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。
- ・外国株式の業種は、GICS（世界産業分類基準）によるもの。Global Industry Classification Standard（“GICS”）は、MSCI Inc.とS&Pが開発した業種分類です。GICSに関する知的財産所有権はMSCI Inc.およびS&Pに帰属します。

■ 年間収益率の推移



- ・収益率は基準価額（分配金再投資）で計算
- ・2025年は年初から6月30日までの収益率を表示
- ・ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。

ただし、以下の日は申込みができません。

ニューヨークの銀行の休業日

ニューヨーク証券取引所の休業日

ロンドンの銀行の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

オーストラリア証券取引所の休業日

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

申込単位

販売会社が定める単位

申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

申込単位・申込価額の照会方法

申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認ください。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

申込手数料

申込価額（発行価格）×3.30%（税抜 3.00%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）があり、分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

申込方法

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。

なお、申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）があります。申込みコースの取扱いには販売会社により異なる場合があります。

申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時30分までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に取得申込みを締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

取得申込みの受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取り消すこと

があります。

申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

2【換金（解約）手続等】

解約の受付

原則として、いつでも解約の請求ができます。

ただし、以下の日は解約の請求ができません。

ニューヨークの銀行の休業日

ニューヨーク証券取引所の休業日

ロンドンの銀行の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

オーストラリア証券取引所の休業日

受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

解約単位

販売会社が定める単位

解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額

信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.2%をかけた額

解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認ください。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して6営業日目から販売会社において支払います。

解約請求受付時間

解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時30分までに、販売会社所定の方法で行われます。解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に解約請求を締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

解約請求受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受付けた解約請求を取消することがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとします。

ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

換金（解約）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

基準価額の算出方法

基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数

なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（資産の評価方法）

・株式／上場投資信託証券／不動産投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

・転換社債／転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額）で評価します。

・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間１年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

・投資信託証券（上場投資信託証券／不動産投資信託証券を除く。）

原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

・外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

・外国為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

・市場デリバティブ取引

原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

無期限（2005年10月14日設定）

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。

（４）【計算期間】

毎月13日から翌月12日までとします。（ただし、第１計算期間は2005年10月14日から2005年11月14日までとします。）

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還）

- ・受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の１または10億口を下ることとなった場合
- ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。委託会社は、信託約款を変更しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還または信託約款の変更のうち重大な内容の変更を行おうとする場合、あらかじめその旨およびその内容を公告し、かつ、原則としてこれらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。この公告および書面には、原則として、受益者で異議のあるものは一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。

異議申立ておよび反対者の買取請求権

受益者は、委託会社がファンドの任意償還または信託約款について重大な内容の変更を行おうとする場合、原則として、一定の期間（１ヵ月以上）内に委託会社に対して異議を述べることができます。異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。なお、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の２分の１を超えるときは、ファンドの償還または信託約款の変更を行いません。その場合、償還しない旨または信託約款を変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、原則として、これらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。

関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」の契約期間は、契約締結日から１年とします。ただし双方から契約満了日の３ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに１年間延長するものとし、その後も同様とします。

運用報告書

委託会社は、６ヵ月毎（毎年６月および１２月の決算日を基準とします。）および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

（１）収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

分配金受取コース（一般コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から５年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

（２）償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から１０年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

（３）換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。

くわしくは「第２ 管理及び運営 ２ 換金（解約）手続等」を参照してください。

第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 毎月決算ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- 3 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（2024年12月13日から2025年6月12日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【グローバル財産３分法ファンド（毎月決算型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 [2024年12月12日現在]	当期 [2025年 6月12日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	251,992,932	304,154,500
親投資信託受益証券	12,459,105,747	11,686,876,046
未収入金	118,010,000	-
未収利息	1,480	3,858
流動資産合計	12,829,110,159	11,991,034,404
資産合計	12,829,110,159	11,991,034,404
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	30,036,907	29,336,903
未払解約金	17,192,016	13,724,558
未払受託者報酬	934,226	879,812
未払委託者報酬	15,765,078	14,077,007
その他未払費用	93,411	87,967
流動負債合計	64,021,638	58,106,247
負債合計	64,021,638	58,106,247
純資産の部		
元本等		
元本	12,014,762,907	11,734,761,281
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	750,325,614	198,166,876
（分配準備積立金）	4,035,532,983	3,927,327,138
元本等合計	12,765,088,521	11,932,928,157
純資産合計	12,765,088,521	11,932,928,157
負債純資産合計	12,829,110,159	11,991,034,404

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 2024年 6月13日 至 2024年12月12日	当期 自 2024年12月13日 至 2025年 6月12日
営業収益		
受取利息	258,628	547,097
有価証券売買等損益	656,608,541	270,999,701
その他収益	1,746	-
営業収益合計	656,868,915	270,452,604
営業費用		
受託者報酬	5,638,500	5,337,500
委託者報酬	95,149,566	88,220,234
その他費用	563,786	533,684
営業費用合計	101,351,852	94,091,418
営業利益又は営業損失（ ）	555,517,063	364,544,022
経常利益又は経常損失（ ）	555,517,063	364,544,022
当期純利益又は当期純損失（ ）	555,517,063	364,544,022
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	100,065	1,389,258
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	1,180,280,615	750,325,614
剰余金増加額又は欠損金減少額	22,998,876	7,219,130
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	233,732	3,721,275
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	22,765,144	3,497,855
剰余金減少額又は欠損金増加額	20,645,367	15,956,190
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	20,645,367	14,792,128
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	1,164,062
分配金	987,925,638	177,488,398
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	750,325,614	198,166,876

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 . 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
---------------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	前期 [2024年12月12日現在]	当期 [2025年 6月12日現在]
1 . 期首元本額	12,007,094,585円	12,014,762,907円
期中追加設定元本額	346,191,906円	98,716,105円
期中一部解約元本額	338,523,584円	378,717,731円
2 . 受益権の総数	12,014,762,907口	11,734,761,281口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 2024年 6月13日 至 2024年12月12日	当期 自 2024年12月13日 至 2025年 6月12日																																																												
1.運用に係る権限を委託するための費用 「エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産に属する同親投資信託の信託財産の純資産総額に対し年1万分の50以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。 「ワールド・リート・オープン マザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産に属する同親投資信託の信託財産の純資産総額に対し年1万分の60以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。	1.運用に係る権限を委託するための費用 「エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産に属する同親投資信託の信託財産の純資産総額に対し年1万分の50以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。 「ワールド・リート・オープン マザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産に属する同親投資信託の信託財産の純資産総額に対し年1万分の30以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。																																																												
2.分配金の計算過程 第225期 2024年 6月13日 2024年 7月12日	2.分配金の計算過程 第231期 2024年12月13日 2025年 1月14日																																																												
<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>55,183,413円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>489,560,358円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>397,441,087円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>4,361,544,135円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>5,303,728,993円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>11,950,919,774口</td></tr><tr><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F*10,000</td><td>4,437円</td></tr><tr><td>1万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>700円</td></tr><tr><td>収益分配金金額</td><td>I=F*H/10,000</td><td>836,564,384円</td></tr></table> 第226期 2024年 7月13日 2024年 8月13日	項目			費用控除後の配当等収益額	A	55,183,413円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	489,560,358円	収益調整金額	C	397,441,087円	分配準備積立金額	D	4,361,544,135円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	5,303,728,993円	当ファンドの期末残存口数	F	11,950,919,774口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,437円	1万口当たり分配金額	H	700円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	836,564,384円	<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>35,708,961円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>—円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>512,318,708円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>4,011,349,777円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>4,559,377,446円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>11,956,223,939口</td></tr><tr><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F*10,000</td><td>3,813円</td></tr><tr><td>1万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>25円</td></tr><tr><td>収益分配金金額</td><td>I=F*H/10,000</td><td>29,890,559円</td></tr></table> 第232期 2025年 1月15日 2025年 2月12日	項目			費用控除後の配当等収益額	A	35,708,961円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	収益調整金額	C	512,318,708円	分配準備積立金額	D	4,011,349,777円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,559,377,446円	当ファンドの期末残存口数	F	11,956,223,939口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,813円	1万口当たり分配金額	H	25円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	29,890,559円
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	55,183,413円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	489,560,358円																																																											
収益調整金額	C	397,441,087円																																																											
分配準備積立金額	D	4,361,544,135円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	5,303,728,993円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	11,950,919,774口																																																											
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,437円																																																											
1万口当たり分配金額	H	700円																																																											
収益分配金金額	I=F*H/10,000	836,564,384円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	35,708,961円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円																																																											
収益調整金額	C	512,318,708円																																																											
分配準備積立金額	D	4,011,349,777円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,559,377,446円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	11,956,223,939口																																																											
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,813円																																																											
1万口当たり分配金額	H	25円																																																											
収益分配金金額	I=F*H/10,000	29,890,559円																																																											
<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>10,374,752円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>—円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>491,705,698円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>4,055,624,991円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>4,557,705,441円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>12,164,292,262口</td></tr><tr><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F*10,000</td><td>3,746円</td></tr><tr><td>1万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>25円</td></tr><tr><td>収益分配金金額</td><td>I=F*H/10,000</td><td>30,410,730円</td></tr></table> 第227期 2024年 8月14日 2024年 9月12日	項目			費用控除後の配当等収益額	A	10,374,752円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	収益調整金額	C	491,705,698円	分配準備積立金額	D	4,055,624,991円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,557,705,441円	当ファンドの期末残存口数	F	12,164,292,262口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,746円	1万口当たり分配金額	H	25円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	30,410,730円	<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>23,941,814円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>—円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>518,242,042円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>3,991,173,159円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>4,533,357,015円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>11,902,767,316口</td></tr><tr><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F*10,000</td><td>3,808円</td></tr><tr><td>1万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>25円</td></tr><tr><td>収益分配金金額</td><td>I=F*H/10,000</td><td>29,756,918円</td></tr></table> 第233期 2025年 2月13日 2025年 3月12日	項目			費用控除後の配当等収益額	A	23,941,814円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	収益調整金額	C	518,242,042円	分配準備積立金額	D	3,991,173,159円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,533,357,015円	当ファンドの期末残存口数	F	11,902,767,316口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,808円	1万口当たり分配金額	H	25円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	29,756,918円
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	10,374,752円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円																																																											
収益調整金額	C	491,705,698円																																																											
分配準備積立金額	D	4,055,624,991円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,557,705,441円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	12,164,292,262口																																																											
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,746円																																																											
1万口当たり分配金額	H	25円																																																											
収益分配金金額	I=F*H/10,000	30,410,730円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	23,941,814円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円																																																											
収益調整金額	C	518,242,042円																																																											
分配準備積立金額	D	3,991,173,159円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,533,357,015円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	11,902,767,316口																																																											
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,808円																																																											
1万口当たり分配金額	H	25円																																																											
収益分配金金額	I=F*H/10,000	29,756,918円																																																											
<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>29,391,289円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>—円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>497,505,893円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>4,024,215,974円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>4,551,113,156円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>12,149,026,394口</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	29,391,289円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	収益調整金額	C	497,505,893円	分配準備積立金額	D	4,024,215,974円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,551,113,156円	当ファンドの期末残存口数	F	12,149,026,394口	<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>20,377,896円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>—円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>520,614,370円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>3,956,373,017円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>4,497,365,283円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>11,831,899,706口</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	20,377,896円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	収益調整金額	C	520,614,370円	分配準備積立金額	D	3,956,373,017円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,497,365,283円	当ファンドの期末残存口数	F	11,831,899,706口																		
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	29,391,289円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円																																																											
収益調整金額	C	497,505,893円																																																											
分配準備積立金額	D	4,024,215,974円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,551,113,156円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	12,149,026,394口																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	20,377,896円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円																																																											
収益調整金額	C	520,614,370円																																																											
分配準備積立金額	D	3,956,373,017円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,497,365,283円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	11,831,899,706口																																																											

前期 自 2024年 6月13日 至 2024年12月12日			当期 自 2024年12月13日 至 2025年 6月12日		
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,746円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,801円
1万口当たり分配金額	H	25円	1万口当たり分配金額	H	25円
収益分配金額	I=F*H/10,000	30,372,565円	収益分配金額	I=F*H/10,000	29,579,749円
第228期 2024年 9月13日 2024年10月15日			第234期 2025年 3月13日 2025年 4月14日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	52,456,364円	費用控除後の配当等収益額	A	36,296,159円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	501,640,301円	収益調整金額	C	523,708,262円
分配準備積立金額	D	4,011,136,161円	分配準備積立金額	D	3,930,869,361円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,565,232,826円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,490,873,782円
当ファンドの期末残存口数	F	12,127,326,083口	当ファンドの期末残存口数	F	11,796,582,309口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,764円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,806円
1万口当たり分配金額	H	25円	1万口当たり分配金額	H	25円
収益分配金額	I=F*H/10,000	30,318,315円	収益分配金額	I=F*H/10,000	29,491,455円
第229期 2024年10月16日 2024年11月12日			第235期 2025年 4月15日 2025年 5月12日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	25,337,649円	費用控除後の配当等収益額	A	36,129,517円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	71,720,336円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	507,006,141円	収益調整金額	C	528,100,276円
分配準備積立金額	D	4,013,753,582円	分配準備積立金額	D	3,924,502,953円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,617,817,708円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,488,732,746円
当ファンドの期末残存口数	F	12,089,095,080口	当ファンドの期末残存口数	F	11,773,125,657口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,819円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,812円
1万口当たり分配金額	H	25円	1万口当たり分配金額	H	25円
収益分配金額	I=F*H/10,000	30,222,737円	収益分配金額	I=F*H/10,000	29,432,814円
第230期 2024年11月13日 2024年12月12日			第236期 2025年 5月13日 2025年 6月12日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	16,065,413円	費用控除後の配当等収益額	A	42,786,385円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	510,102,876円	収益調整金額	C	531,016,617円
分配準備積立金額	D	4,049,504,477円	分配準備積立金額	D	3,913,877,656円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,575,672,766円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,487,680,658円
当ファンドの期末残存口数	F	12,014,762,907口	当ファンドの期末残存口数	F	11,734,761,281口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,808円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,824円
1万口当たり分配金額	H	25円	1万口当たり分配金額	H	25円
収益分配金額	I=F*H/10,000	30,036,907円	収益分配金額	I=F*H/10,000	29,336,903円

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 2024年 6月13日 至 2024年12月12日	当期 自 2024年12月13日 至 2025年 6月12日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左

区分	前期 自 2024年 6月13日 至 2024年12月12日	当期 自 2024年12月13日 至 2025年 6月12日
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [2024年12月12日現在]	当期 [2025年 6月12日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 [2024年12月12日現在]	当期 [2025年 6月12日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	155,494,489	331,561,183
合計	155,494,489	331,561,183

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	前期 [2024年12月12日現在]	当期 [2025年 6月12日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0625円 (10,625円)	1.0169円 (10,169円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド	713,774,700	3,893,498,233	
	ワールド・リート・オープン マザーファンド	1,049,575,013	3,865,269,900	
	グローバル株式インカム マザーファンド	658,813,215	3,928,107,913	
合 計		2,422,162,928	11,686,876,046	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

グローバル株式インカム マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

[2025年 6月12日現在]

資産の部	
流動資産	
預金	908,620,185
コール・ローン	954,424,728
株式	86,068,891,246
未収配当金	208,164,654
未収利息	12,107
流動資産合計	88,140,112,920
資産合計	88,140,112,920
負債の部	
流動負債	
流動負債合計	-
負債合計	-
純資産の部	
元本等	
元本	14,782,623,199
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	73,357,489,721
元本等合計	88,140,112,920
純資産合計	88,140,112,920
負債純資産合計	88,140,112,920

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	[2025年 6月12日現在]
1. 期首	2024年12月13日
期首元本額	10,400,912,061円
期中追加設定元本額	4,777,615,595円
期中一部解約元本額	395,904,457円
元本の内訳	
グローバル財産3分法ファンド（毎月決算型）	658,813,215円
グローバル株式インカム（毎月決算型）	813,826,769円
先進国好配当株式ファンド（3ヵ月決算型）	10,148,977,597円
先進国好配当株式ファンド（年2回決算型）	2,222,708,001円
海外株式セレクション（ラップ向け）	821,124,804円
グローバル株式インカム（年1回決算型）	34,017,082円
グローバル株式インカム（3ヵ月決算型）予想分配金提示型	33,809,402円
先進国好配当株式ファンド（3ヵ月決算型）為替ヘッジあり	25,601,142円
先進国好配当株式ファンド（年2回決算型）為替ヘッジあり	23,745,187円
合計	14,782,623,199円
2. 受益権の総数	14,782,623,199口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 2024年12月13日 至 2025年 6月12日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、株式に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[2025年 6月12日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	[2025年 6月12日現在]
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	1,164,831,610
合計	1,164,831,610

(注)当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	[2025年 6月12日現在]
1口当たり純資産額	5.9624円
(1万口当たり純資産額)	(59,624円)

附属明細表

第１ 有価証券明細表

(1)株式

（単位：円）

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
円	トヨタ自動車	332,800	2,616.50	870,771,200	
	日本電信電話	4,782,300	155.90	745,560,570	
	伊藤忠商事	215,300	7,381.00	1,589,129,300	
	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	1,006,900	1,963.50	1,977,048,150	
	オリックス	324,600	3,127.00	1,015,024,200	
円 小計		6,661,900		6,197,533,420	
アメリカドル	DEVON ENERGY CORP	193,832	34.47	6,681,389.04	
	EXPAND ENERGY CORP	56,810	112.23	6,375,786.30	
	SCHLUMBERGER LTD	102,228	35.69	3,648,517.32	
	WILLIAMS COS INC	304,790	59.42	18,110,621.80	
	DOW INC	124,253	30.68	3,812,082.04	
	INTL FLAVORS & FRAGRANCES	131,938	78.33	10,334,703.54	
	AGCO CORP	94,464	102.39	9,672,168.96	
	EMERSON ELECTRIC CO	74,364	126.49	9,406,302.36	
	MASCO CORP	116,926	63.86	7,466,894.36	
	NORTHROP GRUMMAN CORP	14,644	488.46	7,153,008.24	
	AUTOMATIC DATA PROCESSING	46,634	312.36	14,566,829.41	
	NORFOLK SOUTHERN CORP	34,943	251.33	8,782,224.19	
	WARNER MUSIC GROUP CORP-CL A	270,016	26.66	7,198,626.56	
	KRAFT HEINZ CO/THE	253,236	26.42	6,690,495.12	
	MONDELEZ INTERNATIONAL INC-A	131,150	66.95	8,780,492.50	
	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	100,382	183.37	18,407,047.34	
	BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	373,677	50.16	18,743,638.32	
	JOHNSON & JOHNSON	34,753	155.26	5,395,750.78	
	BANK OF AMERICA CORP	202,067	44.73	9,038,456.91	
	FIRST HORIZON CORP	420,759	19.96	8,398,349.64	
	WELLS FARGO & CO	190,018	74.93	14,238,048.74	

	BLACKROCK INC	10,120	993.30	10,052,196.00	
	MICROSOFT CORP	67,270	472.62	31,793,147.40	
	ORACLE CORP	69,524	176.38	12,262,643.12	
	CORNING INC	180,432	50.45	9,102,794.40	
	T-MOBILE US INC	60,348	230.94	13,936,767.12	
	NEXTERA ENERGY INC	172,693	73.00	12,606,589.00	
	SEMPRA	192,476	75.98	14,624,326.48	
	BROADCOM INC	200,123	252.91	50,613,107.93	
	MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	16,998	720.83	12,252,668.34	
	NXP SEMICONDUCTORS NV	40,551	217.41	8,816,192.91	
アメリカドル 小計		4,282,419		378,961,866.17 (54,615,984,152)	
カナダドル	ROYAL BANK OF CANADA	56,500	174.72	9,871,680.00	
カナダドル 小計		56,500		9,871,680.00 (1,041,264,806)	
イギリスポンド	BP PLC	1,634,699	3.73	6,107,235.46	
	GLENCORE PLC	2,860,223	2.89	8,266,044.47	
	DIAGEO PLC	231,713	19.68	4,560,111.84	
	ASTRAZENECA PLC	33,178	109.06	3,618,392.68	
	LEGAL & GENERAL GROUP PLC	4,642,790	2.55	11,871,614.03	
	SPECTRIS PLC	408,547	32.10	13,114,358.70	
イギリスポンド 小計		9,811,150		47,537,757.18 (9,307,892,855)	
スイスフラン	NOVARTIS AG-REG	100,091	97.00	9,708,827.00	
	SANDOZ GROUP AG	198,087	42.67	8,452,372.29	
スイスフラン 小計		298,178		18,161,199.29 (3,200,548,150)	
香港ドル	PRADA S.P.A.	967,300	50.65	48,993,745.00	
香港ドル 小計		967,300		48,993,745.00 (899,035,220)	
ノルウェークローネ	NORSK HYDRO ASA	1,188,749	56.90	67,639,818.10	
ノルウェークローネ 小計		1,188,749		67,639,818.10 (970,631,389)	
ユーロ	INDUSTRIA DE DISENO TEXTIL	143,798	47.06	6,767,133.88	
	DANONE	86,043	73.10	6,289,743.30	
	KONINKLIJKE PHILIPS NV	350,132	20.74	7,261,737.68	
	BANK OF IRELAND GROUP PLC	998,700	12.28	12,269,029.50	
	BAWAG GROUP AG	103,497	109.00	11,281,173.00	
	ASR NEDERLAND NV	155,126	55.28	8,575,365.28	
	SAP SE	25,793	263.15	6,787,427.95	
ユーロ 小計		1,863,089		59,231,610.59 (9,836,001,254)	

合 計	25,129,285		86,068,891,246 (79,871,357,826)	
-----	------------	--	------------------------------------	--

(注1)通貨の種類ごとの小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(2)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入株式 時価比率	有価証券の 合計金額に 対する比率
アメリカドル	株式 31銘柄	100.00%	63.46%
カナダドル	株式 1銘柄	100.00%	1.21%
イギリスポンド	株式 6銘柄	100.00%	10.81%
スイスフラン	株式 2銘柄	100.00%	3.72%
香港ドル	株式 1銘柄	100.00%	1.04%
ノルウェークローネ	株式 1銘柄	100.00%	1.13%
ユーロ	株式 7銘柄	100.00%	11.43%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

ワールド・リート・オープン マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

[2025年 6月12日現在]

資産の部	
流動資産	
預金	707,855,626
コール・ローン	294,126,048
投資証券	94,003,686,515
未収入金	4,847,658
未収配当金	188,768,676
未収利息	3,731
流動資産合計	95,199,288,254
資産合計	95,199,288,254
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	41,800
未払解約金	6,188,647
流動負債合計	6,230,447
負債合計	6,230,447
純資産の部	
元本等	
元本	25,848,530,714
剰余金	
剰余金又は欠損金()	69,344,527,093
元本等合計	95,193,057,807
純資産合計	95,193,057,807
負債純資産合計	95,199,288,254

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	[2025年 6月12日現在]
1. 期首	2024年12月13日
期首元本額	28,255,988,839円
期中追加設定元本額	276,496,210円
期中一部解約元本額	2,683,954,335円
元本の内訳	
グローバル財産3分法ファンド（毎月決算型）	1,049,575,013円
ワールド・リート・オープン（資産成長型）	237,372,008円
ワールド・リート・オープン（毎月決算型）	24,333,623,645円
ワールド・リート・オープン（1年決算型）	199,867,934円
ワールド・リート・オープン（毎月決算型）為替ヘッジあり	15,320,008円
ワールド・リート・オープン（資産成長型）為替ヘッジあり	12,772,106円
合計	25,848,530,714円
2. 受益権の総数	25,848,530,714口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 2024年12月13日 至 2025年 6月12日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。 また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[2025年 6月12日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。 （３）上記以外の金融商品

区分	[2025年 6月12日現在]
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	[2025年 6月12日現在]
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資証券	206,826,935
合計	206,826,935

（注）当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

通貨関連

[2025年 6月12日現在]

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建				
	アメリカドル	57,573,720	—	57,615,520	41,800
合計		57,573,720	—	57,615,520	41,800

（注）時価の算定方法

- 1 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- （イ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- （ロ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

- 2 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	[2025年 6月12日現在]
1口当たり純資産額	3.6827円
(1万口当たり純資産額)	(36,827円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

通貨	種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
円	投資証券	イオンリート投資法人	4,394	554,083,400	

		ラサールロジポート投資法人	4,389	602,170,800	
		日本都市ファンド投資法人	15,413	1,541,300,000	
		オリックス不動産投資法人	5,905	1,101,873,000	
		K D X 不動産投資法人	2,636	406,998,400	
		大和ハウスリート投資法人	2,228	533,828,800	
		ジャパン・ホテル・リート投資法人	10,698	818,397,000	
円合計			45,663	5,558,651,400	
アメリカ ドル	投資証券	AMERICAN HEALTHCARE REIT INC	144,197	5,176,672.30	
		AMERICAN TOWER CORP	15,099	3,236,621.64	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	32,189	6,648,316.06	
		BRIXMOR PROPERTY GROUP INC	536,461	13,797,776.92	
		CENTERSPACE	38,842	2,495,210.08	
		COPT DEFENSE PROPERTIES	165,756	4,710,785.52	
		COUSINS PROPERTIES INC	146,482	4,431,080.50	
		CUBESMART	375,378	16,261,374.96	
		DIAMONDROCK HOSPITALITY CO	481,386	3,740,369.22	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	136,230	23,954,683.20	
		EASTGROUP PROPERTIES INC	105,529	18,160,485.61	
		ELME COMMUNITIES	262,113	4,337,970.15	
		EQUINIX INC	50,491	45,123,806.70	
		ESSENTIAL PROPERTIES REALTY	178,396	5,840,685.04	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	127,021	19,087,445.67	
		FIRST INDUSTRIAL REALTY TR	297,379	14,752,972.19	
		FOUR CORNERS PROPERTY TRUST	208,429	5,740,134.66	
		GETTY REALTY CORP	131,752	3,862,968.64	
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	286,540	5,017,315.40	
		INDEPENDENCE REALTY TRUST IN	338,807	6,223,884.59	
		INVITATION HOMES INC	532,312	17,736,635.84	
		IRON MOUNTAIN INC	129,053	13,031,771.94	
		NETSTREIT CORP	177,654	2,915,302.14	
		PROLOGIS INC	176,538	19,154,373.00	
		PUBLIC STORAGE	25,882	7,768,741.12	
		REALTY INCOME CORP	408,903	23,618,237.28	
		REGENCY CENTERS CORP	205,699	14,606,685.99	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	168,272	26,873,038.40	
		STAG INDUSTRIAL INC	316,199	11,525,453.55	
		SUNSTONE HOTEL INVESTORS INC	628,061	5,589,742.90	
		TANGER INC	269,153	8,171,485.08	
		UDR INC	442,246	18,384,166.22	
		VICI PROPERTIES INC	658,049	21,373,431.52	
		VORNADO REALTY TRUST	313,364	12,860,458.56	
		WELLTOWER INC	376,819	56,613,286.56	

アメリカドル合計			8,886,681	472,823,369.15 (68,143,303,961)	
カナダドル	投資証券	BOARDWALK REAL ESTATE INVEST	73,845	5,137,396.65	
カナダドル合計			73,845	5,137,396.65 (541,892,598)	
オーストラリアドル	投資証券	CHARTER HALL GROUP	354,573	6,860,987.55	
		GOODMAN GROUP	1,460,772	50,148,302.76	
		MIRVAC GROUP	2,297,751	5,491,624.89	
		STOCKLAND	1,473,071	8,337,581.86	
オーストラリアドル合計			5,586,167	70,838,497.06 (6,640,400,714)	
イギリス ポンド	投資証券	BIG YELLOW GROUP PLC	413,017	4,154,951.02	
		EMPIRIC STUDENT PROPERTY PLC	2,308,054	2,381,911.72	
		HAMMERSON PLC	658,505	1,943,906.76	
		LONDONMETRIC PROPERTY PLC	3,227,499	6,506,637.98	
		PRS REIT PLC/THE	1,036,456	1,187,778.57	
		TRITAX BIG BOX REIT PLC	3,919,525	5,800,897.00	
		UNITE GROUP PLC/THE	496,180	4,172,873.80	
イギリスポンド合計			12,059,236	26,148,956.85 (5,119,965,751)	
香港ドル	投資証券	LINK REIT	2,456,694	103,181,148.00	
香港ドル合計			2,456,694	103,181,148.00 (1,893,374,065)	
シンガ ポールド ル	投資証券	CAPITALAND ASCENDAS REIT	3,288,600	8,550,360.00	
		CAPITALAND INTEGRATED COMMER	4,356,698	9,149,065.80	
		FRASERS CENTREPOINT TRUST	1,535,045	3,331,047.65	
		KEPPEL DC REIT	3,647,200	8,315,616.00	
シンガポールドル合計			12,827,543	29,346,089.45 (3,295,859,306)	
ユーロ	投資証券	CARMILA	148,811	2,532,763.22	
		MERCIALYS	210,913	2,324,261.26	
		MONTEA NV	35,138	2,269,914.80	
		UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	81,501	6,839,563.92	
		WAREHOUSES DE PAUW SCA	138,544	2,956,528.96	
ユーロ合計			614,907	16,923,032.16 (2,810,238,720)	
合計				94,003,686,515 (88,445,035,115)	

(注1)通貨の種類ごとの小計／合計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入投資証券 時価比率	有価証券の 合計金額に 対する比率
アメリカドル	投資証券 35銘柄	100.00%	72.49%
カナダドル	投資証券 1銘柄	100.00%	0.58%
オーストラリアドル	投資証券 4銘柄	100.00%	7.06%
イギリスポンド	投資証券 7銘柄	100.00%	5.45%
香港ドル	投資証券 1銘柄	100.00%	2.01%
シンガポールドル	投資証券 4銘柄	100.00%	3.51%
ユーロ	投資証券 5銘柄	100.00%	2.99%

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。

エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

[2025年 6月12日現在]

資産の部	
流動資産	
預金	4,975,468,416
コール・ローン	356,611,049
国債証券	43,185,043,481
地方債証券	104,948,810
特殊債証券	1,336,001,122
社債証券	2,758,503,525
派生商品評価勘定	59,797,874
未収入金	60,859,464
未収利息	660,684,659
前払費用	144,166,304
差入委託証拠金	682,930,396
流動資産合計	54,325,015,100
資産合計	54,325,015,100
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	169,644,684
流動負債合計	169,644,684
負債合計	169,644,684
純資産の部	
元本等	
元本	9,928,111,826
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	44,227,258,590
元本等合計	54,155,370,416
純資産合計	54,155,370,416
負債純資産合計	54,325,015,100

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	公社債は時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提供する理論価格で評価しております。
--------------------	---

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引は金融商品取引所等における清算値段で評価しております。 為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	[2025年 6月12日現在]
1. 期首	2024年12月13日
期首元本額	9,777,552,318円
期中追加設定元本額	897,271,256円
期中一部解約元本額	746,711,748円
元本の内訳	
エマージング・ソブリン・オープン（毎月決算型）	3,545,914,652円
エマージング・ソブリン・オープン（1年決算型）	2,960,885,461円
エマージング・ソブリン・オープン（毎月決算型）為替ヘッジあり	1,326,164,925円
グローバル財産3分法ファンド（毎月決算型）	713,774,700円
エマージング・ソブリン・オープン（資産成長型）	1,003,106,244円
エマージング・ソブリン・オープン（資産成長型）為替ヘッジあり	378,265,844円
合計	9,928,111,826円
2. 受益権の総数	9,928,111,826口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 2024年12月13日 至 2025年 6月12日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、運用の効率化を図るために、債券先物取引を利用してしております。当該デリバティブ取引は、価格変動リスク等の市場リスクおよび信用リスク等を有しております。 当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用してしております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。 また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[2025年 6月12日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	（1）有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （2）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。 （3）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。

区分	[2025年 6月12日現在]
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	[2025年 6月12日現在]
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	237,271,397
地方債証券	1,407,598
特殊債券	3,621,136
社債券	35,167,325
合計	270,225,184

(注)当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

債券関連

[2025年 6月12日現在]

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引	債券先物取引				
	売建	2,319,371,980	—	2,314,560,391	4,811,589
合計		2,319,371,980	—	2,314,560,391	4,811,589

（注）時価の算定方法

- 1 先物取引の時価については、以下のように評価しております。
原則として、直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または終値で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、最も近い終値や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
- 2 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
- 3 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

通貨関連

[2025年 6月12日現在]

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	アメリカドル	5,547,140,445	—	5,508,825,915	38,314,530
	ユーロ	3,296,448,329	—	3,319,232,064	22,783,735
	売建				
	アメリカドル	3,296,448,329	—	3,274,236,985	22,211,344
	ユーロ	5,547,140,445	—	5,668,479,393	121,338,948
合計		17,687,177,548	—	17,770,774,357	114,658,399

（注）時価の算定方法

- 1 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。
当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

（イ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

（ロ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

２ 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	[2025年 6月12日現在]
1口当たり純資産額	5.4548円
(1万口当たり純資産額)	(54,548円)

附属明細表

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

通貨	種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
アメリカ ドル	国債証券	0 ECUADOR 300731	783,779.00	540,611.16	
		0 REP GHANA 260703	137,328.00	133,383.42	
		0 REP GHANA 300103	288,888.11	239,125.90	
		1 ARGENTINA 290709	135,000.00	113,347.35	
		1.85 INDONESIA 310312	1,070,000.00	919,798.33	
		2.125 HUNGARY 310922	3,105,000.00	2,564,317.03	
		2.125 SERBIA 301201	2,441,000.00	2,052,409.81	
		2.252 PANAMA 320929	1,015,000.00	750,897.00	
		2.375 GOVT OF BER 300820	440,000.00	386,320.00	
		2.45 CHILE 310131	1,379,000.00	1,221,276.87	
		2.739 PARAGUAY 330129	1,817,000.00	1,530,368.25	
		2.783 PERU 310123	2,582,000.00	2,295,033.65	
		3 MOROCCO 321215	3,280,000.00	2,744,251.35	
		3 PERU 340115	7,740,000.00	6,477,218.19	
		3.1 CHILE 410507	5,347,000.00	3,917,212.20	
		3.1 CHILE 610122	2,211,000.00	1,310,349.15	
		3.125 COLOMBIA 310415	2,251,000.00	1,838,706.84	
		3.125 HUNGARY 510921	780,000.00	458,930.54	
		3.25 COLOMBIA 320422	4,505,000.00	3,539,848.80	
		3.5 AZERBAIJAN 320901	4,741,000.00	4,193,461.91	
		3.5 INDONESIA 500214	1,153,000.00	824,139.84	
		3.5 MONGOLIA INTL 270707	1,982,000.00	1,856,157.82	
		3.55 INDONESIA 320331	2,558,000.00	2,376,235.23	
		3.55 PERU 510310	2,469,000.00	1,675,833.70	
		3.556 PHILIPPINE 320929	993,000.00	917,680.48	
		3.6 PERU 720115	6,329,000.00	3,851,354.72	

3.625 ROMANIA 320327	884,000.00	754,649.15	
3.75 SAUDI INTERN 550121	4,134,000.00	2,788,757.11	
3.771 MEXICO 610524	4,113,000.00	2,401,683.52	
3.849 PARAGUAY 330628	1,654,000.00	1,489,013.50	
3.875 ABU DHABI G 500416	2,507,000.00	1,919,700.70	
3.875 PANAMA 280317	780,000.00	754,065.00	
3.9 DUBAI GOVT IN 500909	9,961,000.00	7,036,883.07	
4 ROMANIA 510214	1,640,000.00	1,035,803.42	
4.125 COLOMBIA 420222	810,000.00	503,050.50	
4.125 COLOMBIA 510515	680,000.00	379,630.40	
4.2 PHILIPPINE 470329	2,274,000.00	1,839,694.41	
4.28 MEXICO 410814	1,080,000.00	821,178.00	
4.3 PANAMA 530429	645,000.00	401,770.50	
4.5 DOMINICAN 300130	3,294,000.00	3,114,641.70	
4.5 GUATEMALA 260503	705,000.00	700,607.85	
4.625 INDONESIA 430415	2,268,000.00	2,018,010.26	
4.65 GUATEMALA 411007	200,000.00	157,175.00	
4.7 INDONESIA 340210	1,285,000.00	1,252,117.96	
4.7 PARAGUAY 270327	1,631,000.00	1,624,476.00	
4.75 BRAZIL 500114	2,433,000.00	1,694,445.79	
4.75 GOVT OF BERM 290215	1,472,000.00	1,470,896.00	
4.75 INDONESIA 470718	2,366,000.00	2,098,205.60	
4.75 MEXICO 320427	1,631,000.00	1,537,217.50	
4.75 OMAN 260615	3,832,000.00	3,818,740.01	
4.875 GUATEMALA 280213	1,809,000.00	1,784,804.62	
4.875 POLAND 331004	548,000.00	538,140.95	
4.875 TURKEY 430416	685,000.00	478,135.99	
4.9 GUATEMALA 300601	1,177,000.00	1,149,340.50	
4.95 JORDAN 250707	1,050,000.00	1,048,599.69	
4.975 URUGUAY 550420	5,022,000.00	4,409,717.76	
5 BULGARIA 370305	5,482,000.00	5,342,262.06	
5 COLOMBIA 450615	1,020,000.00	674,454.60	
5 GOVT OF BERMUDA 320715	1,958,000.00	1,910,029.00	
5 SOUTH AFRICA 461012	1,465,000.00	1,020,372.50	
5.2 COLOMBIA 490515	953,000.00	625,711.21	
5.25 HUNGARY 290616	1,745,000.00	1,754,873.21	
5.25 URUGUAY 600910	5,771,000.00	5,160,081.94	
5.375 GUATEMALA 320424	200,000.00	194,500.00	
5.375 OMAN GOV IN 270308	470,000.00	475,277.10	
5.375 PERU 350208	1,189,000.00	1,174,758.57	
5.4 PARAGUAY 500330	2,924,000.00	2,491,248.00	
5.5 DOMINICAN 290222	3,545,000.00	3,520,362.25	

5.5 POLAND 530404	911,000.00	830,578.18
5.5 POLAND 540318	4,375,000.00	3,976,655.01
5.625 COSTA RICA 430430	400,000.00	355,600.00
5.625 OMAN GOV IN 280117	2,459,000.00	2,502,091.51
5.625 PERU 501118	882,000.00	828,649.85
5.65 SOUTH AFRICA 470927	1,473,000.00	1,102,555.23
5.75 ROMANIA 350324	396,000.00	364,850.86
5.75 SOUTH AFRICA 490930	3,380,000.00	2,520,753.30
5.8 ARAB REPUBLIC 270930	2,065,000.00	2,015,395.87
5.85 PARAGUAY 330821	235,000.00	237,021.00
5.875 PERU 540808	1,495,000.00	1,419,801.48
5.875 TURKEY 310626	1,359,000.00	1,286,065.86
5.95 DOMINICAN 270125	2,615,000.00	2,639,188.75
5.95 TURKEY 310115	260,000.00	247,957.17
6 MEXICO 300513	1,598,000.00	1,649,136.00
6 ROMANIA 340525	2,856,000.00	2,722,956.21
6 SERBIA 340612	600,000.00	603,456.00
6.1 PARAGUAY 440811	465,000.00	438,960.00
6.125 GUATEMALA 500601	720,000.00	640,710.00
6.125 HUNGARY 280522	1,425,000.00	1,466,325.00
6.125 IVORY COAST 330615	1,066,000.00	957,678.40
6.125 JORDAN 260129	2,965,000.00	2,964,770.89
6.125 NIGERIA REP 280928	1,433,000.00	1,350,638.32
6.125 ROMANIA 440122	490,000.00	438,885.39
6.25 HUNGARY 320922	274,000.00	284,113.06
6.25 OMAN GOV INT 310125	2,458,000.00	2,597,829.47
6.25 SERBIA 280526	1,305,000.00	1,347,425.78
6.375 ROMANIA 340130	2,084,000.00	2,034,036.84
6.5 OMAN GOV INTE 470308	2,722,000.00	2,721,809.46
6.5 SERBIA 330926	405,000.00	423,052.05
6.5 TURKEY 350103	1,665,000.00	1,556,402.45
6.55 COSTA RICA 340403	4,873,000.00	5,019,799.12
6.55 GUATEMALA 370206	290,000.00	290,580.00
6.6 GUATEMALA 360613	895,000.00	903,502.50
6.625 BRAZIL 350315	1,025,000.00	1,023,143.22
6.625 GABONESE RE 310206	1,590,000.00	1,229,523.15
6.625 MONGOLIA IN 300225	1,605,000.00	1,583,092.33
6.625 ROMANIA 280217	3,634,000.00	3,741,690.78
6.65 PARAGUAY 550304	2,720,000.00	2,678,112.00
6.75 OMAN GOV INT 271028	1,110,000.00	1,159,393.88
6.75 OMAN GOV INT 480117	5,654,000.00	5,772,239.24
6.75 REPUBLIC OF 350312	2,553,000.00	2,463,566.36
6.875 MEXICO 370513	875,000.00	898,340.62

6.875 PAKISTAN 271205	1,437,000.00	1,363,374.14	
6.9474 UZBEKISTAN 320525	1,175,000.00	1,179,102.44	
7 COSTA RICA 440404	890,000.00	903,350.00	
7 OMAN GOV INTERN 510125	2,211,000.00	2,315,899.78	
7.05 GUATEMALA 321004	2,400,000.00	2,540,700.00	
7.125 ROMANIA 330117	990,000.00	1,024,663.41	
7.125 TURKEY 320212	1,108,000.00	1,102,399.17	
7.125 TURKEY 320717	3,220,000.00	3,204,105.27	
7.158 COSTA RICA 450312	2,105,000.00	2,163,940.00	
7.25 TURKEY 320529	1,080,000.00	1,074,772.61	
7.3 COSTA RICA 541113	945,000.00	971,578.12	
7.3 COSTA RICA 541113	1,890,000.00	1,943,156.25	
7.375 NIGERIA REP 330928	1,362,000.00	1,187,093.12	
7.375 PAKISTAN 310408	2,542,000.00	2,229,938.74	
7.5 ROMANIA 370210	1,866,000.00	1,929,430.79	
7.75 JORDAN 280115	1,780,000.00	1,852,448.67	
7.875 MONGOLIA IN 290605	1,910,000.00	1,983,411.13	
7.903 ARAB REPUBL 480221	633,000.00	477,526.26	
7.95 SOUTH AFRICA 541119	900,000.00	851,311.30	
7.96 BENIN INTL G 380213	1,985,000.00	1,867,146.81	
8 ANGOLA REP 291126	2,454,000.00	2,186,109.09	
8.25 ANGOLA REP 280509	810,000.00	751,311.42	
8.25 ELSALVADOR 320410	490,000.00	499,604.42	
8.25 IVORY COAST 370130	1,790,000.00	1,707,798.71	
8.5 ARAB REPUBLIC 470131	4,543,000.00	3,618,372.46	
8.625 ARAB REPUBL 300204	1,824,000.00	1,837,496.54	
8.625 ELSALVADOR 290228	563,000.00	587,238.20	
8.65 MONGOLIA INT 280119	2,542,000.00	2,667,066.85	
8.7002 ARAB REPUB 490301	2,230,000.00	1,800,574.13	
8.75 ANGOLA REP 320414	1,310,000.00	1,128,262.28	
8.75 ARAB REPUBLI 510930	420,000.00	339,892.16	
8.875 PAKISTAN 510408	331,000.00	267,217.88	
9.25 VENEZUELA 280507	1,358,000.00	239,822.80	
9.375 ANGOLA REP 480508	813,000.00	625,942.85	
9.375 TURKEY 290314	1,423,000.00	1,563,159.09	
9.5 ANGOLA REP 251112	405,000.00	406,173.43	
9.5 ELSALVADOR 520715	300,000.00	307,875.00	
9.5 GABONESE REP 290218	3,568,000.00	3,216,978.48	
9.65 ELSALVADOR 541121	2,020,000.00	2,075,550.00	
FRN ARGENTINA 300709	660,000.00	525,135.60	
FRN ARGENTINA 350709	11,356,298.00	7,705,248.19	
FRN ARGENTINA 410709	2,586,000.00	1,622,715.00	

	FRN ECUADOR 350731	1,365,566.00	947,361.41	
	FRN ECUADOR 400731	6,151,396.00	3,683,148.35	
	FRN REP GHANA 290703	1,085,724.00	1,007,009.01	
	FRN REP GHANA 350703	4,231,256.00	3,234,837.52	
	FRN SRI LANKA 330315	2,592,457.00	2,056,142.45	
	FRN SRI LANKA 350615	1,860,229.00	1,278,814.40	
	FRN SRI LANKA 360515	1,595,540.00	1,282,415.27	
	FRN SRI LANKA 380215	4,664,631.00	3,709,407.86	
	FRN UKRAINE 300201	444,587.00	214,313.16	
	FRN UKRAINE 340201	1,550,101.00	763,230.97	
	FRN UKRAINE 340201	2,153,361.00	829,695.36	
	FRN UKRAINE 350201	792,966.00	372,515.20	
	FRN UKRAINE 350201	1,573,944.00	766,176.26	
	FRN UKRAINE 360201	1,502,264.00	714,279.58	
	FRN UKRAINE 360201	663,972.00	313,776.23	
国債証券 小計		332,938,287.11	284,399,700.65 (40,987,684,857)	
地方債証券	7.75 CITY OF ULAA 270821	725,000.00	728,204.35	
地方債証券 小計		725,000.00	728,204.35 (104,948,810)	
特殊債券	5.125 AEROPUERTO 610811	1,175,000.00	804,575.37	
	5.125 CODELCO INC 330202	735,000.00	708,540.95	
	5.875 SAUDI ARABI 640717	2,892,000.00	2,606,143.86	
	5.95 CODELCO INC 340108	1,085,000.00	1,096,135.18	
	6.35 ESKOM HLDG 280810	915,000.00	923,721.09	
	7 TELECOMMUNICATI 291028	1,000,000.00	994,192.00	
特殊債券 小計		7,802,000.00	7,133,308.45 (1,028,052,413)	
社債券	4.5 OFFICE CHE 251022	1,433,000.00	1,426,527.85	
	5.125 OFFICE CHE 510623	725,000.00	540,487.50	
	5.25 EMPRESA NAC 291106	355,000.00	358,290.85	
	5.315 FREEPORT IN 320414	705,000.00	702,108.86	
	5.35 PETRO MEX 280212	1,216,000.00	1,160,877.19	
	5.625 PERTAMINA P 430520	645,000.00	600,131.44	
	5.75 KAZMUNAYGAS 470419	205,000.00	175,753.67	
	5.95 PETRO MEX 310128	362,000.00	321,183.99	
	6 PERTAMINA PERSE 420503	200,000.00	194,527.78	
	6 PETROLEOS 261115	11,962,000.00	1,483,288.00	
	6.1 OFFICE CHE 300430	1,022,000.00	1,029,034.69	
	6.2 FREEPORT INDO 520414	955,000.00	919,139.55	
	6.375 KAZMUNAYGAS 481024	1,010,000.00	920,413.49	
	6.5 PETRO MEX 290123	596,000.00	579,580.08	
	6.625 PETRO MEX 380615	1,755,000.00	1,340,495.32	

		6.7 OFFICE CHE 360301	1,060,000.00	1,052,884.72		
		6.7 PETRO MEX 320216	649,000.00	592,677.63		
		6.75 PETRO MEX 470921	2,939,000.00	2,065,114.18		
		6.84 PETRO MEX 300123	178,000.00	169,779.54		
		6.875 OFFICE CHE 440425	410,000.00	389,677.83		
		6.95 STATE OIL AZ 300318	815,000.00	850,753.03		
		7.69 PETRO MEX 500123	1,242,000.00	952,070.55		
		8.25 YPF SOCIEDAD 340117	1,313,000.00	1,315,526.47		
		社債券 小計	31,752,000.00	19,140,324.21 (2,758,503,525)		
アメリカドル合計			373,217,287.11	311,401,537.66 (44,879,189,605)		
ユーロ	国債証券	1.375 BULGARIA 500923	2,561,000.00	1,571,878.79		
		1.65 SERBIA 330303	300,000.00	247,164.90		
		2.05 SERBIA 360923	1,505,000.00	1,152,062.54		
		2.75 ROMANIA 410414	634,000.00	403,066.85		
		2.875 ROMANIA 420413	368,000.00	233,886.03		
		3.375 ROMANIA 500128	160,000.00	99,384.92		
		3.5 BULGARIA 340507	1,290,000.00	1,314,752.00		
		3.875 MOROCCO 290402	768,000.00	775,816.32		
		4.125 BULGARIA 380507	1,330,000.00	1,371,280.00		
		4.75 MOROCCO 350402	768,000.00	768,725.37		
		4.75 SENEGAL 280313	330,000.00	282,026.44		
		4.875 BENIN INTL 320119	425,000.00	381,004.53		
		4.875 BULGARIA 360513	1,338,000.00	1,504,534.03		
		4.95 BENIN INTL G 350122	397,000.00	336,683.29		
		5.5 ROMANIA 280918	202,000.00	211,224.30		
		5.625 ROMANIA 360222	104,000.00	100,057.53		
		5.875 IVORY COAST 311017	645,000.00	608,992.87		
		6.25 ROMANIA 340910	955,000.00	975,652.73		
		6.375 ARAB REPUBL 310411	240,000.00	220,519.20		
		6.875 BENIN INTL 520119	812,000.00	673,604.74		
		国債証券 小計	15,132,000.00	13,232,317.38 (2,197,358,624)		
		特殊債券	2.45 BULGARIAN EN 280722	1,930,000.00	1,854,442.43	
		特殊債券 小計	1,930,000.00	1,854,442.43 (307,948,709)		
ユーロ合計			17,062,000.00	15,086,759.81 (2,505,307,333)		
合計				47,384,496,938 (47,384,496,938)		

(注1)通貨の種類ごとの小計／合計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数		組入債券 時価比率	有価証券の 合計金額に 対する比率
アメリカドル	国債証券	168銘柄	91.33%	86.50%
	地方債証券	1銘柄	0.23%	0.22%
	特殊債券	6銘柄	2.29%	2.17%
	社債券	23銘柄	6.15%	5.82%
ユーロ	国債証券	20銘柄	87.71%	4.64%
	特殊債券	1銘柄	12.29%	0.65%

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。

２【ファンドの現況】

【グローバル財産３分法ファンド（毎月決算型）】

【純資産額計算書】

2025年 6月30日現在

（単位：円）

資産総額	12,033,687,055
負債総額	13,107,371
純資産総額（ - ）	12,020,579,684
発行済口数	11,718,691,524口
1口当たり純資産価額（ / ）	1.0258
（10,000口当たり）	（10,258）

（参考）

グローバル株式インカム マザーファンド

純資産額計算書

2025年 6月30日現在

（単位：円）

資産総額	90,997,872,473
負債総額	73,130,000
純資産総額（ - ）	90,924,742,473
発行済口数	14,918,163,143口
1口当たり純資産価額（ / ）	6.0949
（10,000口当たり）	（60,949）

ワールド・リート・オープン マザーファンド

純資産額計算書

2025年 6月30日現在

（単位：円）

資産総額	94,223,722,737
負債総額	228,282,316
純資産総額（ - ）	93,995,440,421
発行済口数	25,719,407,373口
1口当たり純資産価額（ / ）	3.6547
（10,000口当たり）	（36,547）

エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド

純資産額計算書

2025年 6月30日現在

（単位：円）

資産総額	55,522,172,588
------	----------------

負債総額	704,127,779
純資産総額（ - ）	54,818,044,809
発行済口数	9,908,029,517口
1口当たり純資産価額（ / ）	5.5327
（10,000口当たり）	（55,327）

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（２）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（３）譲渡制限の内容

該当事項はありません。

（４）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（５）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（６）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定による

ほか、民法その他の法令等に当たって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（１）資本金の額等

2025年6月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近５年間における資本金の額の増減はありません。

（２）委託会社の機構

・会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社です。会社の機関としては、株主総会の他、取締役会、代表取締役、監査等委員会を設置しています。

株主総会

株主総会は、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更の承認等を行います。

取締役会

取締役会は、株主総会で選任された取締役で構成され、経営の基本方針の決定、内部統制システムの整備、取締役の職務の執行の監督、代表取締役の選定・解職などを行います。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する任意の機関として、経営会議を設置しています。

代表取締役

代表取締役は、取締役会の決議により取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から選定され、当社を代表します。

監査等委員会

監査等委員会は、株主総会で選任された監査等委員である取締役で構成され、取締役の職務執行について監査を行うほか、各監査等委員である取締役は、取締役として取締役会の決議に参加します。

・投資運用の意思決定機構

投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

運用戦略の決定

運用戦略・管理委員会において、で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

運用部門による自律的な運用管理

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、運用部門内の管理担当部署は逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。また、運用戦略・管理委員会を通じて運用状況のモニタリングを行い、運用部門内での自律的牽制により運用改善を図ります。

管理担当部署による運用管理

運用部から独立した管理担当部署は、（a）運用に関するパフォーマンス測定・分析のほか、（b）リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、（a）についてはファンド管理委員会を経て運用担当部・商品開発担当部にフィードバックされ、（b）についてはリスク管理委員会を通じて運用担当部にフィードバックされ、必要に応じて部署間連携の上で是正・改善の検討が行われます。

ファンドに係る法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に係る法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、商品企画委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2025年 6月30日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本 数 （ 本 ）	純資産総額 （ 百万円 ）
追加型株式投資信託	811	43,781,704
追加型公社債投資信託	16	1,531,452
単位型株式投資信託	82	355,134
単位型公社債投資信託	41	101,907
合 計	950	45,770,197

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】**（ 1 ）財務諸表の作成方法について**

委託会社である三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額については、従来、千円未満の端数を切り捨てて表示しておりましたが、当事業年度より百万円未満の端数を切り捨てて表示することに変更しました。

（ 2 ）監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第40期事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

（ 1 ）【貸借対照表】

(単位：百万円)

	第39期 (2024年3月31日現在)		第40期 (2025年3月31日現在)	
(資産の部)				
流動資産				
現金及び預金	2	58,206		37,354
有価証券		15		700
前払費用		679		770
未収入金		138		25
未収委託者報酬		21,064		24,418
未収収益	2	1,485	2	1,005
金銭の信託		10,500		1,650
その他		371		398
流動資産合計		92,461		66,325
固定資産				
有形固定資産				
建物	1	2,936	1	2,762
器具備品	1	1,531	1	1,045
土地		628		628
建設仮勘定		45		747
有形固定資産合計		5,141		5,184
無形固定資産				
電話加入権		15		-
ソフトウェア		5,008		4,452
ソフトウェア仮勘定		1,587		1,003
無形固定資産合計		6,612		5,456
投資その他の資産				
投資有価証券		13,788		10,302
関係会社株式		159		159
投資不動産	1	1,788	1	1,712
長期差入保証金		689		690
前払年金費用		47		-
繰延税金資産		1,088		1,640
その他		45		45
貸倒引当金		23		23
投資その他の資産合計		17,583		14,526
固定資産合計		29,337		25,166
資産合計		121,799		91,491

(単位：百万円)

	第39期 (2024年3月31日現在)		第40期 (2025年3月31日現在)	
(負債の部)				
流動負債				
預り金		807		474
未払金				
未払収益分配金		105		114
未払償還金		43		151
未払手数料	2	7,523		8,878

その他未払金	2	885	2	819
未払費用	2	8,611	2	10,352
未払消費税等		623		1,211
未払法人税等		2,235		3,187
賞与引当金		1,182		1,308
役員賞与引当金		175		259
その他		12		1
流動負債合計		22,204		26,761
固定負債				
退職給付引当金		1,608		1,654
役員退職慰労引当金		30		25
時効後支払損引当金		250		244
資産除去債務		1,428		1,444
その他		29		29
固定負債合計		3,346		3,398
負債合計		25,551		30,159
(純資産の部)				
株主資本				
資本金		2,000		2,000
資本剰余金				
資本準備金		3,572		3,572
その他資本剰余金		41,160		41,160
資本剰余金合計		44,732		44,732
利益剰余金				
利益準備金		342		342
その他利益剰余金				
別途積立金		6,998		-
繰越利益剰余金		40,236		12,846
利益剰余金合計		47,577		13,189
株主資本合計		94,310		59,921

(単位：百万円)

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,937	1,410
評価・換算差額等合計	1,937	1,410
純資産合計	96,247	61,332
負債純資産合計	121,799	91,491

(2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
--	---	---

営業収益			
委託者報酬		98,635	114,618
投資顧問料		3,117	3,645
その他営業収益		148	2
営業収益合計		101,901	118,266
営業費用			
支払手数料	4	34,494	39,884
広告宣伝費		593	692
公告費		1	0
調査費			
調査費		3,537	4,604
委託調査費		27,296	32,816
事務委託費		1,861	2,486
営業雑経費			
通信費		137	156
印刷費		390	389
協会費		68	88
諸会費		20	23
事務機器関連費		2,531	2,925
その他営業雑経費		139	-
営業費用合計		71,070	84,071
一般管理費			
給料			
役員報酬		400	469
給料・手当		7,202	7,985
賞与引当金繰入		1,182	1,308
役員賞与引当金繰入		175	259
福利厚生費		1,424	1,538
交際費		10	12
旅費交通費		108	132
租税公課		397	478
不動産賃借料		728	644
退職給付費用		381	377
固定資産減価償却費		2,469	2,383
諸経費		490	1,174
一般管理費合計		14,971	16,765
営業利益		15,859	17,429

(単位：百万円)

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	54	107
受取利息	4	12
投資有価証券償還益	204	29
収益分配金等時効完成分	17	4
受取賃貸料	4	214
その他	44	22

営業外収益合計		496		390
営業外費用				
投資有価証券償還損		234		7
時効後支払損引当金繰入		-		15
事務過誤費		10		7
賃貸関連費用		108		188
その他		25		9
営業外費用合計		380		227
経常利益		15,975		17,592
特別利益				
投資有価証券売却益		464		739
固定資産売却益	1	16		-
資産除去債務履行差額		87		-
特別利益合計		568		739
特別損失				
投資有価証券売却損		57		138
投資有価証券評価損		31		-
固定資産除却損	3	20	3	18
固定資産売却損	2	65	2	6
減損損失		-	5	1,306
企業結合関連費用	6	1,187		-
事業譲渡関連損失		-	7	491
特別損失合計		1,361		1,961
税引前当期純利益		15,182		16,371
法人税、住民税及び事業税	4	4,542	4	5,356
法人税等調整額		102		344
法人税等合計		4,644		5,011
当期純利益		10,537		11,359

(3) 【株主資本等変動計算書】

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計
当期首残高	2,000	3,572	41,160	44,732
当期変動額				
企業結合による増加				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	2,000	3,572	41,160	44,732

	利益剰余金				株主資本合計
	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	342	6,998	33,267	40,608	87,341
当期変動額					
企業結合による増加			1,602	1,602	1,602
剰余金の配当			5,171	5,171	5,171
当期純利益			10,537	10,537	10,537
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	6,969	6,969	6,969
当期末残高	342	6,998	40,236	47,577	94,310

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	672	672	88,013
当期変動額			
企業結合による増加			1,602
剰余金の配当			5,171
当期純利益			10,537
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1,265	1,265	1,265
当期変動額合計	1,265	1,265	8,234
当期末残高	1,937	1,937	96,247

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計
当期首残高	2,000	3,572	41,160	44,732
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
別途積立金の取崩				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	2,000	3,572	41,160	44,732

	利益剰余金	
	その他利益剰余金	

	利益 準備金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	株主資本合計
当期首残高	342	6,998	40,236	47,577	94,310
当期変動額					
剰余金の配当			45,747	45,747	45,747
当期純利益			11,359	11,359	11,359
別途積立金の取崩		6,998	6,998	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	6,998	27,390	34,388	34,388
当期末残高	342	—	12,846	13,189	59,921

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,937	1,937	96,247
当期変動額			
剰余金の配当			45,747
当期純利益			11,359
別途積立金の取崩			—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	527	527	527
当期変動額合計	527	527	34,915
当期末残高	1,410	1,410	61,332

[注記事項]

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等及び投資事業有限責任組合等への出資以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

投資事業有限責任組合等への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年～50年

器具備品	3年～20年
投資不動産	3年～50年

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4.外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5.引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3)役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6)時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6.収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1)委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。委託者報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受領しております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2)投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。投資顧問料は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を主に年4回受領しております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

7.その他財務諸表作成のための基礎となる事項

グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

（未適用の会計基準等）

「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）

「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）等

(1)概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国

際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2)適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

1.有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
建物	498百万円	682百万円
器具備品	1,643百万円	2,168百万円
投資不動産	211百万円	288百万円

2.関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
預金	39,776百万円	-
未収収益	12百万円	16百万円
未払手数料	886百万円	-
その他未払金	105百万円	43百万円
未払費用	599百万円	29百万円

(損益計算書関係)

1.固定資産売却益の内訳

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
器具備品	16百万円	-
計	16百万円	-

2.固定資産売却損の内訳

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
器具備品	65百万円	6百万円
計	65百万円	6百万円

3.固定資産除却損の内訳

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
建物	15百万円	-
器具備品	3百万円	2百万円
ソフトウェア	0百万円	-

電話加入権	-	15百万円
計	20百万円	18百万円

4. 関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
支払手数料	5,006百万円	-
受取利息	12百万円	-
受取賃貸料	152百万円	-
法人税、住民税及び事業税	132百万円	42百万円

5. 減損損失

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

当社は、以下のとおり減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額
東京都港区（本社）	インターネット直販サービス	ソフトウェア	1,306百万円

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、事業用資産に区別はなく、全社を1つのグループिंगとしております。

現行のソフトウェアについて、利用終了が見込まれたため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、回収可能価額として使用価値を用いておりますが、割引率については使用見込期間が短いため考慮しておりません。

6. 企業結合関連費用

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

企業結合に伴うものであり、主にシステム統合費用などであります。

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

7. 事業譲渡関連損失

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

吸収分割に伴うものであり、データ移管に伴うシステム対応費用であります。

（株主資本等変動計算書関係）

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2023年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	5,171百万円
1株当たり配当額	24,440円
基準日	2023年3月31日
効力発生日	2023年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	45,747百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	216,218円
基準日	2024年3月31日
効力発生日	2024年6月27日

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2024年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	45,747百万円
1株当たり配当額	216,218円
基準日	2024年3月31日
効力発生日	2024年6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2025年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

配当金の総額	6,770百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	31,998円
基準日	2025年3月31日
効力発生日	2025年6月27日

(リース取引関係)

借主側

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
1年内	681百万円	681百万円
1年超	851百万円	170百万円
合計	1,532百万円	851百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、金銭の信託（合同運用指定金銭信託）で運用し、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び投資事業有限責任組合等への出資は、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

第39期(2024年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 有価証券	15	15	-
(2) 金銭の信託	10,500	10,500	-
(3) 投資有価証券	13,788	13,788	-
資産計	24,303	24,303	-

(注1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等

関連会社株式（前事業年度の貸借対照表計上額 159百万円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

(注3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第39期(2024年3月31日現在)

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	58,206	-	-	-
金銭の信託	10,500	-	-	-
未収委託者報酬	21,064	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	15	5,351	347	11
合計	89,786	5,351	347	11

第40期(2025年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金及び預金	37,354	37,352	1
(2) 有価証券	700	700	-
(3) 金銭の信託	1,650	1,650	-
(4) 投資有価証券	10,099	10,099	-
資産計	49,805	49,803	1

(注1) 「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等及び投資事業有限責任組合等への出資

関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額159百万円）は、市場価格がないため、記載しておりません。また投資有価証券のうち、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日）第24-16項を適用した投資事業有限責任組合等への出資（当事業年度の貸借対照表計上額202百万円）は上記に含めておりません。

(注3) 現金及び預金に含まれるコーラブル預金（定期預金）（貸借対照表計上額1,000百万円）の時価は、取引先金融機関から提示された価格によっております。その他の現金及び預金（貸借対照表計上額36,354百万円）については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、当該帳簿価額によっております。

（注４） 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

（注５） 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第40期(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	37,354	-	-	-
金銭の信託	1,650	-	-	-
未収委託者報酬	24,418	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	700	3,248	268	11
合計	64,124	3,248	268	11

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

第39期(2024年3月31日現在)

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	-	15	-	15
金銭の信託	-	10,500	-	10,500
投資有価証券	2,014	11,773	-	13,788
資産計	2,014	22,288	-	24,303

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

ETF（上場投資信託）は相場価格を用いて評価しております。ETFは活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

ETF（上場投資信託）以外の投資信託は基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察可能なインプットを用いて算出しているため、レベル2の時価に分類しております。

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

第40期(2025年3月31日現在)

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	-	700	-	700
金銭の信託	-	1,650	-	1,650

投資有価証券	2,601	7,498	-	10,099
資産計	2,601	9,849	-	12,450

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

ETF（上場投資信託）は相場価格を用いて評価しております。ETFは活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

ETF（上場投資信託）以外の投資信託は基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察可能なインプットを用いて算出しているため、レベル2の時価に分類しております。

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(2)時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

第39期(2024年3月31日現在)

該当事項はありません。

第40期(2025年3月31日現在)

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
現金及び預金	-	998	-	998
資産計	-	998	-	998

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

現金及び預金

コーラブル預金（定期預金）は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

その他の現金及び預金（貸借対照表計上額36,354百万円）は、上記に含めておりません。

（有価証券関係）

1. 子会社株式及び関連会社株式

第39期（2024年3月31日現在）及び第40期（2025年3月31日現在）

関連会社株式（貸借対照表計上額は159百万円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

2. その他有価証券

第39期(2024年3月31日現在)

	種類	貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額（百万円）
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	17,364	14,269	3,094
	小計	17,364	14,269	3,094
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	6,939	7,241	301
	小計	6,939	7,241	301
合計		24,303	21,511	2,792

（注）「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」（貸借対照表計上額は10,500百万円、取得原価は10,500百万円）を含めております。

第40期(2025年3月31日現在)

	種類	貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額（百万円）
--	----	-------------------	---------------	---------

貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	9,857	7,508	2,348
	小計	9,857	7,508	2,348
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	2,795	3,086	290
	小計	2,795	3,086	290
合計		12,652	10,594	2,058

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」（貸借対照表計上額は1,650百万円、取得原価は1,650百万円）及び投資事業有限責任組合等への出資（貸借対照表計上額は202百万円、取得原価は202百万円）を含めております。

3.売却したその他有価証券

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	3,750	464	57
合計	3,750	464	57

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	4,044	739	138
合計	4,044	739	138

4.減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について31百万円（その他有価証券のその他31百万円）減損処理を行っております。

当事業年度においては、減損処理を行っておりません。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

（退職給付関係）

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2.確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
退職給付債務の期首残高	3,582 百万円	3,652 百万円
勤務費用	182	180
利息費用	39	47
数理計算上の差異の 発生額	79	207
退職給付の支払額	300	236
過去勤務費用の発生額	-	-
企業結合による影響額	226	-

退職給付債務の期末残高	3,652	3,437
-------------	-------	-------

(2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
年金資産の期首残高	2,425 百万円	2,492 百万円
期待運用収益	43	44
数理計算上の差異の 発生額	227	62
事業主からの拠出額	-	-
退職給付の支払額	204	116
退職給付制度終了に伴う 調整額	-	8
年金資産の期末残高	2,492	2,350

(3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
積立型制度の 退職給付債務	2,250 百万円	2,018 百万円
年金資産	2,492	2,350
	242	332
非積立型制度の退職給付債務	1,401	1,418
未積立退職給付債務	1,159	1,086
未認識数理計算上の差異	558	660
未認識過去勤務費用	157	92
貸借対照表に計上された 負債と資産の純額	1,560	1,654
退職給付引当金	1,608	1,654
前払年金費用	47	-
貸借対照表に計上された 負債と資産の純額	1,560	1,654

(4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
勤務費用	182 百万円	180 百万円
利息費用	39	47
期待運用収益	43	44
数理計算上の差異の 費用処理額	29	43
過去勤務費用の費用処理額	65	65
退職給付制度の統合に係る 調整額	34	-
その他	2	0
確定給付制度に係る 退職給付費用	251	204

(注)「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額及び退職金です。「退職給付制度の統合に係る調整額」は企業結合関連費用の一部として特別損失に計上しております。

(5)年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
債券	62.0 %	64.7 %
株式	35.9	33.2
その他	2.1	2.1
合計	100	100

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
割引率	1.39～1.41%	2.07～2.11%
長期期待運用収益率	1.5～1.8%	1.8%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度164百万円、当事業年度172百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	389百万円	392百万円
投資有価証券評価損	30	28
未払事業税	126	173
賞与引当金	362	400
役員賞与引当金	33	48
役員退職慰労引当金	9	8
退職給付引当金	492	521
減価償却超過額	199	291
資産除去債務	16	52
時効後支払損引当金	76	77
その他	227	296
繰延税金資産 小計	1,963	2,290
評価性引当額	-	-
繰延税金資産 合計	1,963	2,290
繰延税金負債		
前払年金費用	14	-
その他有価証券評価差額金	855	648
その他	5	1
繰延税金負債 合計	875	649
繰延税金資産の純額	1,088	1,640

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 第39期（2024年3月31日現在）及び第40期（2025年3月31日現在）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

4. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に公布され、2026年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率等の引上げ等が行われることとなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、2025年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.62%、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.62%から31.52%に変更しております。この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が23百万円増加、その他有価証券評価差額金が17百万円、法人税等調整額が41百万円減少しております。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は1.1%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
期首残高	-	1,428百万円
有形固定資産の取得に伴う増加	1,420百万円	-
時の経過による調整額	7百万円	15百万円
期末残高	1,428百万円	1,444百万円

（収益認識関係）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「（重要な会計方針）の6. 収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）及び第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第39期（自2023年4月1日 至 2024年3月31日）及び第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（１）営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注5)	科目	期末残高 (注5)
親会社	(株)三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	グループ通算制 度	グループ通 算制度に伴 う通算税効 果額 (注1)	132 百万円	その他未払 金	105 百万円
親会社	三菱UFJ 信託銀行(株)	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	5,006 百万円	未払手数料	886 百万円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注3)	463 百万円	未払費用	260 百万円

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注5)	科目	期末残高 (注5)
親会社	(株)三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 直接 100.0%	グループ通算制 度	グループ通 算制度に伴 う通算税効 果額 (注1)	42 百万円	その他未払 金	43 百万円
						経営管理	経営管理手 数料 (注4)	508 百万円		
						役員の兼任				

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）１．グループ通算制度に基づく通算税効果額であります。

２．投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案

して決定しております。

３．投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。

４．経営管理手数料については、経営管理契約に基づく取引条件によっております。

５．上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
同一の親会社を持つ会社	(株)三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注1)	4,354 百万円	未払手数料	1,028 百万円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注1)	7,493 百万円	未払手数料	1,449 百万円

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ信託銀行(株)	東京都千代田区	324,279 百万円	信託業、銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注1)	5,310 百万円	未払手数料	952 百万円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注2)	451 百万円	未払費用	237 百万円
同一の親会社を持つ会社	(株)三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注1)	4,747 百万円	未払手数料	1,115 百万円
						取引銀行	コーラブル預金の預入 (注3)	1,000 百万円	現金及び預金	1,000 百万円

同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ モルガン・ スタンレー 証券㈱	東京都 千代田 区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料 の支払 (注1)	8,404 百万円	未払手数料	1,572 百万円
-------------	--------------------------------	-----------------	---------------	-----	----	---	---------------------------------------	--------------	-------	--------------

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
2. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。
3. 預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。なお、預入期間は1年であります。
4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

（1株当たり情報）

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額	454,898.22円	289,876.37円
1株当たり当期純利益金額	49,804.10円	53,688.15円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
当期純利益金額（百万円）	10,537	11,359
普通株主に帰属しない金額 （百万円）	-	-
普通株式に係る当期純利益金額 （百万円）	10,537	11,359
普通株式の期中平均株式数（株）	211,581	211,581

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親

法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

５【その他】

定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

（１）受託会社

名称：三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

資本金の額：324,279百万円（2025年３月末現在）

事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

（２）販売会社

名称	資本金の額 (2025年３月末現在)	事業の内容
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	1,711,958 百万円	銀行業務を営んでいます。
Pay Pay 銀行株式会社	72,216 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社筑波銀行	48,868 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社千葉興業銀行	62,120 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社十六銀行	36,839 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社鳥取銀行	9,061 百万円	銀行業務を営んでいます。
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	324,279 百万円	銀行業務および信託業務を営んでいます。
株式会社宮崎太陽銀行	8,752 百万円	銀行業務を営んでいます。
アーク証券株式会社	2,619 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
アイザワ証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
安藤証券株式会社	2,280 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三菱ＵＦＪｅスマート証券株式会社	7,196 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
とちぎんＴＴ証券株式会社	1,001 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社ＳＢＩ証券	54,323 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
岡三証券株式会社	5,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
木村証券株式会社	500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
共和証券株式会社	500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

岩井コスモ証券株式会社	13,500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
篠山証券株式会社	100 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
荘内証券株式会社	100 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
北洋証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ニュース証券株式会社	1,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
スターツ証券株式会社	500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
立花証券株式会社	6,695 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
むさし証券株式会社	5,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
中銀証券株式会社	2,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	19,495 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
東海東京証券株式会社	6,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
東武証券株式会社	420 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
内藤証券株式会社	3,002 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
第四北越証券株式会社	600 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
フィリップ証券株式会社	950 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
マネックス証券株式会社	13,195 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
日産証券株式会社	1,500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社証券ジャパン	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
松井証券株式会社	11,945 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
松阪証券株式会社	100 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
岡三にいがた証券株式会社	852 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
リテラ・クレア証券株式会社	3,794 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三津井証券株式会社	558 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
明和証券株式会社	511 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
山形証券株式会社	100 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
豊証券株式会社	2,540 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

- (1) 受託会社：ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。
- (2) 販売会社：ファンドの募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

3【資本関係】

該当ありません。（2025年6月末現在）

（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が３％以上のものを記載しています。

第３【その他】

- （１）目論見書の表紙にロゴマーク、図案およびキャッチ・コピーを採用すること、また使用開始日、ファンドの形態、申込みに係る事項、ファンド専用サイトのアドレス、ファンドの管理番号などを記載することがあります。
- （２）投資信託説明書（交付目論見書）に、以下の趣旨の文言の全部または一部および有価証券届出書の主要内容を記載することがあります。
 - ・ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。
 - ・本書には、約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
 - ・ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。
 - ・ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認します。
 - ・ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
 - ・請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。（請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようお願いいたします。）
 - ・有価証券届出書の効力の発生の有無については、委託会社のホームページにて確認いただけます。効力が発生するまでに、本書の記載内容が訂正される場合があります。
- （３）投資信託説明書（請求目論見書）に信託約款を掲載します。
- （４）目論見書は電磁的方法により提供されるほか、インターネット、電子媒体等に掲載されることがあります。
- （５）投信評価機関、投信評価会社等からファンドに対するレーティングを取得し、当該レーティングを使用することがあります。
- （６）目論見書は「投資信託説明書」を別称として使用します。
- （７）目論見書に委託会社のホームページアドレス等を掲載し、当該アドレスにアクセスすることにより基準価額等の情報を入手できる旨のご案内を記載することがあります。

独立監査人の監査報告書

2025年 6月 6日

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所指定有限責任社
員 業務執
行社員

公認会計士

鶴

見

将

史

指定有限責任社
員 業務執
行社員

公認会計士

田

嶋

大

士

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第40期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2025年8月20日

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバル財産3分法ファンド（毎月決算型）の2024年12月13日から2025年6月12日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローバル財産3分法ファンド（毎月決算型）の2025年6月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。